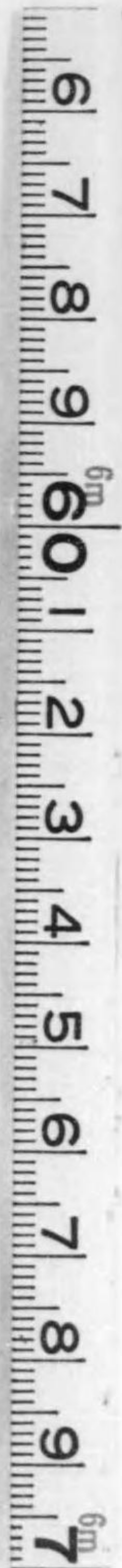




327  
910

隱岐の家苞



始



隱岐の家苞  
完

八二  
五村  
柳原

327-9/0

序

隱岐國は所謂大八洲の一にして其名夙に國史に著はる然れども地北  
 海に僻在せるを以て人の來り訪ふもの少し近時交通の便漸く開くる  
 に隨ひ觀光の客自ら多きを加ふ是れ官民一般の齊しく欣ふ所なり然  
 らば則ち何を以て能く之を遇せん乎山に筍蕨の美あり海に魚蟹の鮮  
 ありと雖も是れ蓋し尋常一様の選のみ未だ以て多く驕客の情を慰  
 るに足らざる也是に於て乎特に本地に有りて絶て他郷に無き所の  
 物を蒐集採録し以て聊か其談柄に供し兼て其歸遺に充てんとす題  
 て隱岐の家苞と云ふ知らす千里駕を命するの客果して能く此意を領  
 するや否や乃ち其所由を記し以て序と爲す

大正五年六月十五日

隱岐島司正六位勳五等 村上壽夫

大正  
 5. 12. 20  
 内交

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including a rectangular stamp at the top and a circular stamp at the bottom.)

### 凡例

- 一 本篇は概ね新に起稿せるものなるも間々舊稿に属するもの又は舊稿に改  
刪を加へたるものあり故に文體一致せず即ち隱岐の牧畑は隱岐産牛馬組  
合編纂のものに訂正を加へ名馬壽號は村上島司の手記を其儘採録せるの  
類是れなり
- 一 俚諺ごつさり節を編入したるは或は倫を失せるの嫌なしとせざるも亦風  
俗の一斑を察するの便に供せんとするの意に外ならず
- 一 匆卒の際執筆せるもの多きが故に編中多少の誤謬なきを保せず觀者諒せ  
よ

大正五年六月

編者誌

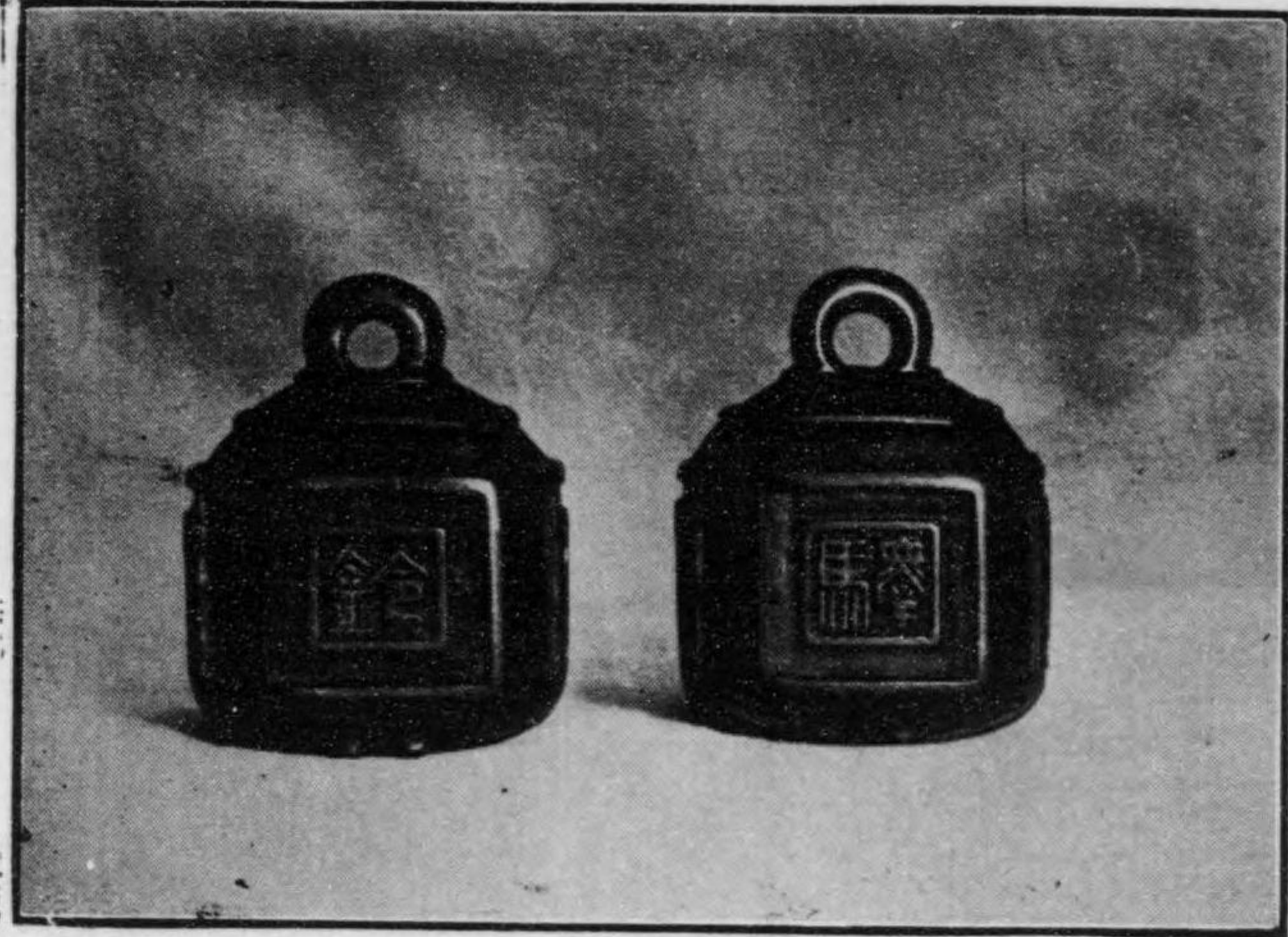
一 隱岐の歴史 一 隱岐の地理 一 隱岐の物産 一 隱岐の交通 一 隱岐の教育 一 隱岐の産業 一 隱岐の文化 一 隱岐の風俗 一 隱岐の宗教 一 隱岐の政治 一 隱岐の社会 一 隱岐の経済 一 隱岐の環境 一 隱岐の人口 一 隱岐の労働 一 隱岐の消費 一 隱岐の貯蓄 一 隱岐の投資 一 隱岐の貿易 一 隱岐の金融 一 隱岐の法律 一 隱岐の行政 一 隱岐の司法 一 隱岐の警察 一 隱岐の消防 一 隱岐の衛生 一 隱岐の保健 一 隱岐の福利 一 隱岐の慈善 一 隱岐の教育 一 隱岐の文化 一 隱岐の風俗 一 隱岐の宗教 一 隱岐の政治 一 隱岐の社会 一 隱岐の経済 一 隱岐の環境 一 隱岐の人口 一 隱岐の労働 一 隱岐の消費 一 隱岐の貯蓄 一 隱岐の投資 一 隱岐の貿易 一 隱岐の金融 一 隱岐の法律 一 隱岐の行政 一 隱岐の司法 一 隱岐の警察 一 隱岐の消防 一 隱岐の衛生 一 隱岐の保健 一 隱岐の福利 一 隱岐の慈善

目次

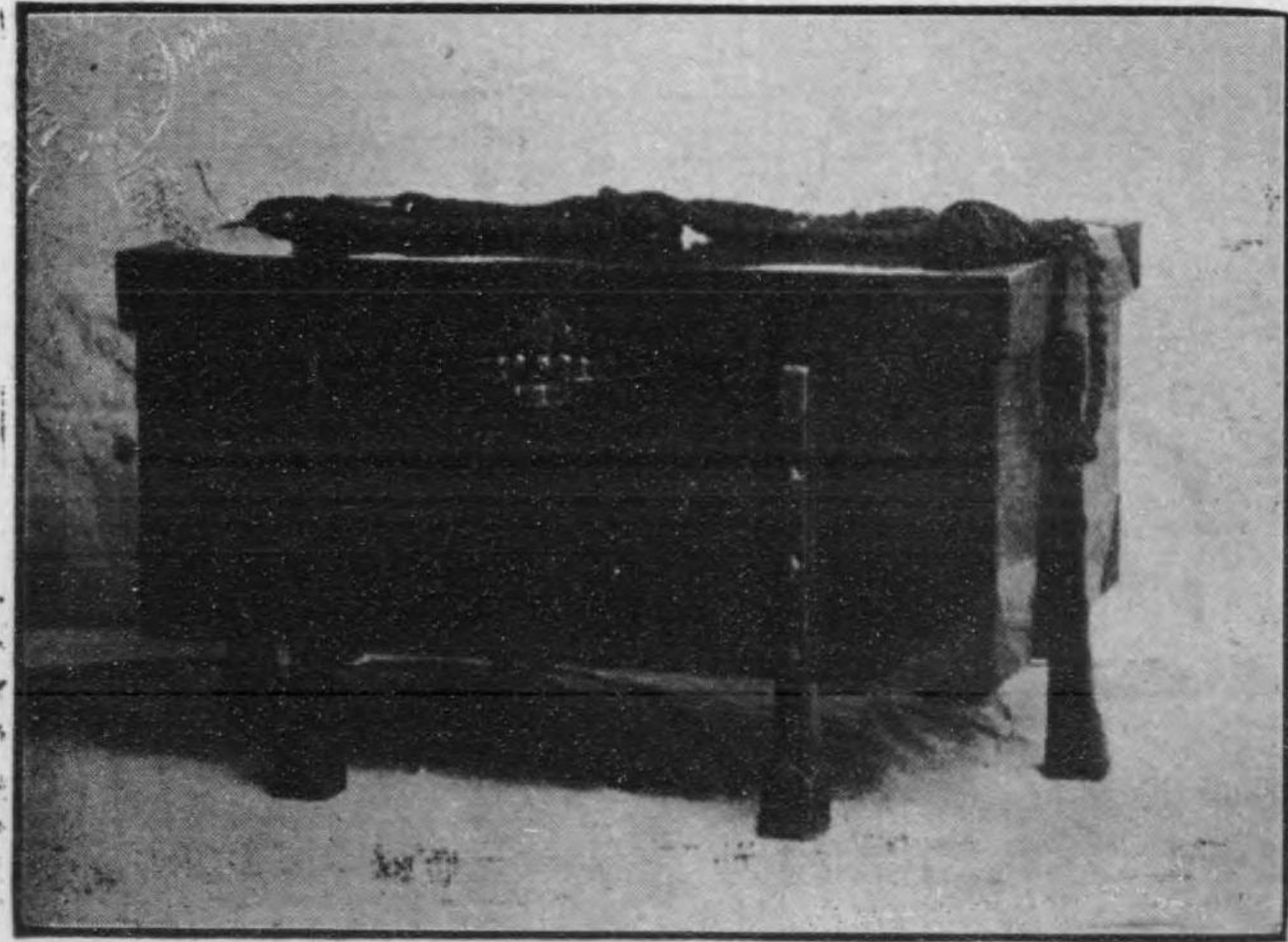
- 一 隱岐傳來の驛鈴及び屯倉印.....一
- 二 玉若酢命神社の大杉.....三一
- 三 隱岐の牧畑.....三三
- 四 隱岐に渡來せる名馬壽號.....三七
- 五 隱岐の鬪牛.....五一
- 六 隱岐國ごつさり節.....六三

口繪目次

- 一 隱岐の驛鈴.....一 光格天皇御下賜の唐櫃
- 一 隱岐屯倉印々面.....一 同印鈕及側面
- 一 玉若酢神社の大杉.....一 牧畑に於ける放牧
- 一 隱岐に渡來せる名馬壽號.....一 隱岐の鬪牛



隱岐驛鈴



光格天皇御下賜の唐櫃

目次

一 櫻田門外に於ける御座敷  
二 王宮御座敷の御座敷  
三 御座敷の御座敷  
四 御座敷に於ける御座敷  
五 御座敷の御座敷  
六 御座敷の御座敷

一 三三三三三三

# 隱岐乃家苞

## 隱岐傳來の驛鈴及び屯倉印

### 一 驛 鈴

驛鈴は。上古驛路の人馬を徵發するが爲に朝廷より官人に其證憑として給せし鈴を謂ふ。一に驛路の鈴とも稱す。

孝德天皇の大化二年（紀元千三百六年）正月。改新の詔を宣し。始めて諸國に驛馬傳馬を置き。驛鈴關契を作らる。其事日本書紀に見ゆ。左の如し。

孝德天皇大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔、其二曰、初修京師、置畿内國、定山河關塞驛馬傳馬、及造鈴契、

是れ本邦に於ける驛傳の制度確立せる初にして。驛鈴も亦之を以て起原とす。按するに。先に欽明天皇十二年四月。天皇寢疾不豫、皇太子外に在り、驛馬を以て召して臥内に入る云々。推古天皇十一年驛使奏上す云々。皇極天皇元年百濟の使人比羅夫驛馬に乗りて來る云々等皆大化以前の事に係り。驛傳の事早く既に其設爲あるを知るべきも。驛鈴は大化を以て其嚆矢と爲すなり。

令制に於ける驛傳の制度は。之を水陸の二に分ち。陸には諸道三十里一里は今の六町毎に一驛を定置し。之を大路、中路、小路の三等に區別し。各驛馬傳馬の數を定め。大路に二十疋、中路に十五疋、小路に五疋。驛馬は事の急なる時に用ひ。傳馬は事の緩なる時に用ふ。令義解に云く、事速なる者は一日十驛以上を行き、其事緩なる者は六驛以下とす云々其飼養の料として驛田を附す。又驛馬を置き難き水驛には。驛別に四艘以下二艘以上の船を備へ。船數に應じて丁を置き。又水陸共通の所には船馬を併置したり。各驛には。驛長、驛子、傳子、を置きて驛家の事を掌らしめ。諸國の國司之を管す。驛長以下孰れも各所屬の驛戸傳戸内の事に堪へたる者を取り。孰れも徭役を免することとせり。

又令制に於て。驛馬傳馬を給與すべき制限を定めらる。云く凡そ驛、傳馬を給ふ皆鈴、傳、符尅の數に依ること。親王及一位は驛鈴十尅傳符三十尅。驛鈴十尅は驛馬十四人夫十人にして、傳符三十尅は傳馬三十四人夫三十人を謂ふ三位以上驛鈴八尅傳符二十尅。四位驛鈴六尅傳符十二尅。五位驛鈴五尅傳符十尅。八位以上驛鈴三尅傳符四尅。初位以下驛鈴二尅傳符三尅にして。皆數外別に驛子一人を給ひて先行を爲さしむ。其六位以下は事に隨つて増減し。必ずしも數を限らざるなり。

因に云ふ。驛鈴の尅數に就ては古來學者間に種々の説あり。伊勢貞丈の如きは尅は「キザミ」にして十尅五尅之を鈴に刻せざるべからずと云へり。然れども是れ深く究めざるの説なり。大日本帝國驛遞志稿の註に云く。

「按スルニ。驛鈴傳符ノ尅數ナルモノハ。公式令ノ義解ニ。令ニ四尅ノ鈴ナシ。若給スヘクンバ即其乗ル所ノ尅ヲ封シテ之ヲ給フ云々。又鈴ヲ諸國ニ給スルヲ記スル條中一モ其尅數ヲ記セスシテ。其義解ニ於テ。尅數ハ式ノ處分ニ依ル云々トアルヲ以テ考レバ。所謂尅數ナルモノハ其給スル所ノ馬數ニシテ。驛鈴傳符ニ添

ルニ更ニ其尅數ヲ記セル官符ヲ以テスルヲ云。」と記し。樋畑雪湖も亦曰く。予の考ふる所を以てすれば。古制には決して刻の數を鈴に附したるものに非ず、と斷言する事を憚らざるなり。其理由とする所。内印の鑄造法は内匠式に。飛驒函の寸法は延喜土木式に明記しあるも。驛鈴の鑄造法は式に出て居らず。されど内裏儀式に曰く。(中略)某事に緣りて某國某人に若干尅の鈴若干口、若干尅の傳符若干枚合せ賜る。鈴若干口、傳符若干枚、官符若干枚に印賜へと奏す云々。此文を解釋するに。鈴と符とに印を賜れど少納言は奏せしなり。鈴に印を押すことがなし得るや。是れ明に何れも允許の書面の上に。鈴何口、内何口は何尅、又何口は何尅と明記せし所に。内印天皇之璽をあるものを下し賜りしなり。少納言は之を監督して。主鈴の唐櫃より鈴と印とを出して。主鈴が各符の要所々々に内印を押せしならん。斯く斷定したる證據は。公式令に。凡そ公文を行ふには皆事、狀、物、數及年月日並に署、縫處紙の綴、鈴、傳符の尅の數に印せよとある云々。更に進で。江家次第に於ける太政官符の例を示して舉證せり。蓋し確論なるべし。

又諸國に驛鈴を給せらるゝの數は養老令に於て定めらる。即ち太宰府に二十口。三關伊勢國鈴鹿關、美濃國不破關、越前國愛發關、を三關と云、又一説に、愛發關を除き、近江國逢坂關を加へて三關とす。及陸奥國は各四口。大、上國延喜式に、大和、河内、武藏、上總、下總、常陸、近江、上野、播磨、肥後、を大國と稱し、山城、攝津、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、相模、信濃、下野、出羽、加賀、越中、越後、但馬、因幡、伯耆、出雲、美作、備前、備中、備後、は三口。中、下國安房、若狹、能登、佐渡、安藝、周防、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、筑前、筑後、豊前、豊後、以上を上國と稱す、日向、大隅、薩摩、を中國と稱し、和泉、伊賀、志摩、は二口とせり。共に長官太宰府は帥を以て長官とす、大、上、を以て之を執らしむ。若し長官無れば次官太宰府は太、少貳を以て次官とす、大、上國は、をして之を執らしむ、を以て之を執らしむ。



内裏儀式に據れば。太政官の奏によりて。某國使の進<sup>カテツ</sup>れる驛鈴を、主鈴は勅によりて唐櫃に收むる式あり。又某國某人に賜るべき鈴若干口に印賜<sup>オシタ</sup>へと奏すなど。其主鈴の唐櫃より出納すべき都度毎に勅裁を経べき定なりとす。之を鈴の奏と云ふ。即ち驛鈴は。常に中務省の被接たる主鈴をして出納せしめ。少納言をして監せしむるなり。之を下賜する時は。驛傳の儀式を殿上に行ふを例とし。大臣先づ内記に飛驒の勅符を作らしめ。之を奏して請印を経。函に納めて封を施し。函頭に賜某國の文字、及年月日を書し。之に鈴を添へて賜ふなり。斯く嚴肅なる儀式の下に下賜せらるゝものなるが故に。使用済の時は必ず二日以内に送納せしむ。若し稽留するものは重き罪科に處せられ。稽留一日に付笞五十、二日毎に一等を加へられ。其十日に至るものは徒一年に處せらるゝものとす。傳符は三等を減すとあり。

征討の都督は。其征討の命を拜する時。重き儀式の下に節刀と共に驛鈴を賜ひ。路次人馬徴發の權を授けらる。然るに。後には節刀は賜はらずして驛鈴のみを賜ふに至る。嘉承元年十二月。平正盛をして源義親を出雲に討しめられし時も。驛鈴のみを賜ひて節刀なく。治承四年九月。右近衛權少將平維盛關東の賊徒を追討せる時も。嘉承の例に依り節刀を賜はらずして驛鈴を賜ひたるの類是れなり。

驛鈴は。驛馬に乘し之を鳴らしつゝ、行旅したるものゝ如く。延喜式<sup>神祇</sup>に「凡そ驛使大神宮の堺に入れば飯高郡下樋の小川に到りて鈴聲を止む」とあるに徴して知るべし。

又驛鈴は。行幸の駕に従ふ事あり。中務省式に曰く。「凡そ行幸の駕に従ふ驛鈴傳符は皆漆籠子に納れ、供奉の

主鈴少納言と共に之を預る」とある是れなり。

又驛鈴と稱するものには形狀種々あり。六角又は八角なるものありし由夙に禁秘抄に見ゆ。種畑雪湖は概ね左の七種に區別せり。

#### 驛鈴の種類

- 一、八稜形  
陸奥國造家傳來のもの二個を存す、光格天皇居御落成の時勅命を畏みて提出し、還幸の御儀式によりて使用せられ、式終りて返還し玉ひしもの、好古小録、集古十種、其他多く掲げあるものを始とし、之に類似したる形狀のもの、青銅若くは鑄鐵製の種類極めて多し、
- 二、六稜形  
此種世に傳ふる所の實物存せざるが如しと雖も、好古小録に載する所の圖あり、下加茂神社々司梨木三位の模本として傳ふるもの、及高橋圖南の模本として傳ふるもの、寶永中京都旅館に於て焼失せり云ふもの、類、俗呼て鬼面鈴と云ふもの、眞言修法の獨結鈴に似て杵を有し、胴の部分稍平みを爲し、前後二面に獸面を附したるもの是れなり、即ち驛鈴として諸書に其圖を載す、所謂常陸の鹿島神宮神寶、武藏の香榎神社神寶の類にして、此種類に屬するもの極めて多し、
- 三、鬼面形  
尙古圖録に載する所の形狀にして、楕圓にして稍平板、前後兩面に驛鈴の二字を鑄出し、且つ年號等を記せしもの、圖録の分には寛元五年とあり、此種に屬する模製品と認むべきもの亦往々存在す、鳥形を爲して其背の所に把手を有す、肥前松浦神社所傳のもの、是れ亦同形のもの稍多く存す、同社もの模造せしものなるべし、松浦神社以外に此種のものあるを聞かざれば假に松浦形と命名せり、
- 四、楕圓形  
假に命名したるもの、細長き批把の葉六枚合した様な形のもの、其中央に驛鈴の文字を楷行の二體にて互違に附したるものなり、尾張小鈴谷盛田久左衛門氏所藏のものを曾て見たることあり、北島治房男の所持せらるゝものは柄に延暦四年の記名ありと聞けり、其他土佐の松野尾儀行氏所有のものも同形にして、何れも多少の差違ありとす、
- 五、松浦形  
現代に於ても駄馬に附せるものあり、俗に鈴蟲又は驛路の鈴と唱ふるもの、古く女奈止須々々稱せし由、
- 六、茄子形  
然るに驛傳の制度に關係あるは第一第二にして。他は神鈴佛具の類。又は馬鈴か。然らざるも後世の所作たる
- 七、鑲形

を免れず。而かも第二は圖又は模本を傳ふるのみにして實物の存するものなしと云ふ。

本邦驛傳の制は。唐朝の律令に模倣せられたるものとす。然れども唯り驛鈴の制のみは本邦獨創の者に屬す。唐韓偓が路盤暫見樵人火、棧轉時聞驛使鈴、杜荀鶴が漁舟火影寒燒浪、驛路鈴聲夜過山の句あるも。是れ郵卒が腰に纏ふ所の鈴聲を詠したるものにして。我朝の如き節刀と等しく勅に依りて賜はるべき驛鈴と比すべきものに非ずと云ふ。是れ亦種畑雪湖の説なり。蓋し然らん。

隱岐國造家傳來の驛鈴二口は。今隱岐國四郡十二町村の共有に屬し。曾て光格天皇より賜はりたる所の唐櫃と共に隱岐島廳に保管せり。本邦唯一の驛鈴が獨り隱岐にのみ存するは。蓋し稀有の事と謂ふべし。抑々隱岐國造は。應神天皇の朝觀松彦伊呂止命五世の孫十揆彦命を國造と定められたるに始まり。夫より廣禰、忍比古、豐名、年曆等三十餘代連綿繼承して現今に至る。隱岐國の名門にして今尙は億岐家として現存し。當主久鷹は驛社玉若酢命神社の社司たり。大化の新政に方り國造の名稱廢止せられ。祭政の區別劃立せるも。尙ほ依然として國造の名を存し。當國の總社たる玉若酢命神社の祭祀を奉じ來れるなり。蓋し總社は國分寺と共に國府の附近に設け。國司自ら其國內の諸神を祭る所の齋場なれば。國造の此總社に奉仕し來れる亦故なきに非ずと謂ふべし。而して此家に驛鈴を傳來せるも亦偶然に非るなり。種畑雪湖曰く。「驛鈴の交附は養老の制定にして國造廢止の後に屬し國司之を管すべきこと當然なるべしと雖も。隱岐國司の史に見ゆるは下道鷹にして。島根縣史實に天平寶字六年に係れり。然らば大化より天平に至る約一百年。果して國司の任命ありしか。僅に大領少領

等の卑官を置きて茲に國政を料理せしものにはあらざるか。願ふに此航海不便の離島にありては中央政府に於ける干涉も亦極めて疎外せられたる結果として。彼の國造は單に祭祀の官として存せしのみならず。國司の職務も亦依然として執行したるものなるべし。交通不便の地は、國司の任命あるも、之を避けて任に赴かざることも他に其例あり、又國造縣主の内より大領少領に登用せられたる事も見ゆ、現に延喜民部式に。醍醐天皇の時隱岐國造田三町の地子を以て健兒諸國に置きて、國府の守衛關關の食料に充つること見ゆ。の鎮守等を爲さしめし武人、依りて考ふるに。國造は尙ほ其當時三十人の健兒を監督せしものと推定するを得べし。故に驛馬を徵すべき驛鈴も。健兒の食料を貯藏する所の屯倉の印も。亦國造に於て之を保管して國司の職務を執行すること舊の如くなりしならん。爾來幾多の星霜を経るも。政令の及ばざる此僻遠の地は。驛鈴國印を朝廷に返上するの機會を逸し。終には其奉祀する所の總社玉若酢命神社寶物の如く世人の見做す所となり。其屯倉印の如き。恰も神璽の如く或は社務所印の如く使用せられ。神職繼目の證印も之を押用して明治維新の秋に至りたりと云ふ」と。驛鈴は斯の如く隱岐國造家に傳來し。其奉仕せる玉若酢命神社の社殿に奉藏せられしが。明治二十六年の頃盜賊忍び入り。唐櫃を毀損し又錠前を破壊して一旦之を奪ひしが。後ち警察官の手に依りて僅に復歸するを得たる事あり。彼是の事情。一個人の所有と爲し置くは天下の珍寶保存上不便尠からざるを以て。億岐家の願出に依り。明治四十一年一月十八日隱岐國四郡十二町村組合に買取りて其所有と爲し。該組合管理者たる隱岐島司之を保管する事と爲れるなり。

隱岐島司保管の驛鈴は二口にして共に八稜形なり。而して其腹背に「驛」「鈴」の文字を分ち篆體にて鑄出せり。

其内一口は三足にして量目百八十六匁。一口は四足にして量目貳百五匁を有す。兩ながら同時の製作たること疑を容れず。音響清亮、色澤老蒼、其古香の掬すべき平安朝以前の古鏡にも尙ほ且つ見るを得べからざる天下の絶品なり。其二口を存せるは。前記の如く養老令の定に據り大、上國は三口中、下國は二口を給せられたるものにして。隱岐は下國なるが故に式の口數に符合するものとす。又其八稜形なるは。關祕録の記する所に據れば。八角は陸奥及び國のハテとあり。隱岐は本邦の北隅に僻在せるが故に所謂國のハテならざるべからず。是れ亦該書の記事に符合するものとす。六稜形の鈴は、蓋し本州の中部に、給せられたるものならん。

此驛鈴寛政二年光格天皇行幸の御儀式に用ひられたる事あり。按するに天明八年の春京師に大火ありて皇居炎上す。寛政二年戊戌十一月新内裏造營成るを以て還幸の式あり。乃ち古式に據り驛鈴を以て其駕に從へられんとす。依て勅命を隱岐國造に下され。其家に傳ふる所の驛鈴を奉らしめらる。國造幸生北塞環談に幸成に作るは誤なり之を携へて上京す。御儀式畢るに臨み。工人をして之を模造せしめられ。其原品を以て國造に還さる。當時模造せられし驛鈴は、其形は能く似たるも、其音響は原鈴に及びざりしと云ふ。乃ち天皇御手づから鈴音を試み玉ひし際裂きて用ひ玉ひし帛片及び黄金を賜ひ。兼て驛鈴を容れて行幸の鹵簿に從へられたる所の唐櫃を賜ふ。國造斯の如く優恩を拜し面目を施して歸國す。其唐櫃亦今隱岐島司之を保管す。唐櫃は外面朱塗、裏面黒塗にして金色の金具を用ひ。金具には菊花及び唐草模様を刻し。又藍色の太き紐を附す。絢爛の色相映じて人目を眩せしむ。

億岐國造家の記録に據るに。國造幸生當時の事を筆記せる文書あり。左の如し。

吾總社神廟所藏鈴二枚、大二寸許、重壹斤餘、鑄成驛鈴二字於左右、其圖象、模載別幅、世傳以爲神物、蓋三部國史國造本紀等歷々所出者是也矣。天明五年乙巳初冬、余以叙位之事留在京師、有故挈鈴來、其明年夏六月、前大納言藤資枝卿神祇大副請視之、余乃上之、卿大奇而遂入于中以備觀覽、未幾投還焉、卿且作和歌一首賜之、余拜其辱、比叙位事畢、並帶而歸國矣、偶天明八年戊申春、京師大火延及宮省殿門、於此六龍蒼皇幸聖護院、遂御法親王之宮、公卿諸司盡占利居民之宅、以便行在所矣、既勅百司、命大匠、鳩四方之工、率子來之民、經營凡三年、新宮再造矣、尋詔公卿、議還幸之儀、令有司各上故事、同年夏六月、從二位卜君神祇大副差藤殿下關白之台命、召臣幸生、令急赴京師、即日致鈴於卜二位君許、蓋聞天子之幸也、文章威儀、度物悉備矣、鈴亦以爲軌物、即以備之矣、既公卿定議陰陽寮卜上吉辰、以同年冬十有一月二十有二日還幸新宮、于斯時也、主上乃御大鳳輦、備法駕、帥群臣、副車鸞旗、鹵簿飛、星陳天行、周行遵皇闈、清晨發行在、入御新宮、於是無華無裔、山呼萬歲、莫不拊舞嘔吟也、明年辛亥春三月、下賜鈴、又併賜黄金一枚唐櫃一事、於是小臣幸生入拜朝恩於長橋局下及藤殿下之下執事、尋又有命、拜謁殿下於大殿、厚賜顧眷矣、自爾之後、都下士君、回顧余之寓居者雜遝集、詞客騷士以和歌詩章來賀者若干人矣、名振朝野、蓋之遠祖爲總社明神之奉祠、世稱國造以至臣幸生數十百世也、然中葉衰淪、資級共喪矣、世固巨知者、裔孫苞桑之繫、不絕如縷、且地僻北海之隅、民遠上國之澤、天壤道殊、不知所訴、况臣之不肖、鹿豕之群、荆棘之質、茅塞于心、將以終世、嗚呼命哉時也、不于祖先之身、而臣之身忽沐此海山之渥恩、豈日不

祀而天巖再排乎、不則焉得冲島之選照此微物、民雖化阜々而咫尺尙察乎、不則焉得昇平之世荷此盛事、實可謂千古之奇遇、而上吾總社之靈、下私門之榮、臣之望足、於是不勝感銘、拜錄此事、以貽子孫云爾、以て當時の景況と頗末とを察知するに足るべし。但文章原本に據らざるを以て。間々魯魚の誤ありて讀下し難きものあり。是れ遺憾と爲すのみ。

又國造幸生驛鈴を携へて上京したる當時。廣幡内府の命に依り。並河一敬なる者或る工人に囑して模造品を作り。之を有職好事の人に頒ちたりと云ふ。事、一敬の驛鈴記に詳なり。即ち左に記す。

驛鈴記

隱岐國造某者嘗來於京都、遊于望楠軒西依先生之門、望楠軒在子皇都堺街二條、西依潭明字周行號成齋一日以某家累世所藏驛鈴一口、供先生之觀、予偶在側而得寓目焉、熟惟、是器古昔天朝典制之物、而其制已斷久矣、以故世識之者稀也、予有何幸而得觀之乎、乃模其形以獻之廣幡内府前豐公、公博雅好古、悅而珍之、遂以聞近衛准后殿下、殿下亦珍之、且欣其制久失而僅存、欲鑄造之傳於後來焉、是以内府公命一敬撰工鑄之併撰典故、一敬恭以奉教、爾後刀圭之餘披覽之序、聊集槩見于古書數件、報台教之重、且供同好之徵考云、

天明紀元辛丑秋八月望

並河一敬記

即ち其之を頒ちたりと謂ふ所の模造驛鈴所藏家左の如し。

近衛家 准三后藤原内前公 一口

- 廣幡家 前内大臣源前豐公 一口
- 萩原家 刑部卿卜部眞幹公 一口
- 花山院家 大納言藤原愛德卿 一口
- 平松家 三位平時章卿 二口
- 坊城家 右大辨參議藤原俊親卿 一口
- 防州徳山 毛利石見守家沼右内 二口
- 豐前中津 奥平富之進家中藤野彦治郎 一口
- 筑後柳川 立花左近將監家中富士溪仙右衛門 一口
- 長州萩 毛利大膳大夫家中 一口
- 京都 望楠軒成齋先生西依儀兵衛 一口
- 京都 上田市郎右衛門 一口
- 若狹小濱城主 酒井氏 一口

以上 (十五口)

隱岐の驛鈴の圖は集古十種銅器之部に出つ。然れども其圖様疎漫にして眞を得たりと謂ふべからず。又旁註若玉酢社とあるは玉若酢社の謂にして文字に轉倒あり。又好古小録に「隱岐國若玉酢神社傳フル所ノ八稜驛鈴一口

古製考フベシ實ニ希世ノ珍ナリ」とあるも。亦是れ若玉酢は玉若酢の誤にして。一口も亦二口の誤なりとす。又明治三十二年以來大正二年間に行はれたる郵便切手及び葉書に驛鈴の圖を附せるも。隱岐の驛鈴とは其形を一にせざるものゝ如し。

明治四十年六月四日皇太子殿下隱岐國に行啓あらせらる。當時海士村、村上助九郎方御少憩中此驛鈴を台覽に供せり。又明治四十五年遞信省に於て隱岐の驛鈴及び唐櫃を模造せられ。同年皇太子殿下同省に行啓の際先以て台覽に供し奉り。爾來遞信博物館に陳列して衆庶の觀覽を許され。今現に同博物館に存す。是より先き同省は。同博物館主任樋畑書記（正太郎、號雪湖）を隱岐島廳に派遣し。同書記は數日に涉り調査研究の上歸京し。竟に此模造品を完成するに至れるなり。又同省に於ては。同時に驛鈴及び古鈴の展覽會を開設したるに。集まる所のものに百拾壹點の多きに達し。學者考古家の來觀せるもの鮮からざりしと云ふ。樋畑書記は是等の材料に基き「鈴子と交通との關係を論じて驛鈴に及ぶ」の一文を著し。大正元年發行遞信協會雜誌第五十一號五十二號に載す 隱岐の驛鈴に就き論斷して曰く。

大寶延喜の古制に適應すべき驛鈴としては、所傳の正しくして、今日に於て、真正と認むべきものは、獨り其銅色に於て、制式に、將た形姿に於て、音響の高調にして清亮なる、隱岐國造所傳の鈴の外他にあらざる也、亦以て隱岐驛鈴の眞價をトするに足らん。

驛鈴に關する古今の詩歌得るに任せて左に記す。亦參考に資せんか爲なり。

類題雜 新六帖集第參

む ま や

衣笠内大臣

旅人の山こねわふる夕きりに

ひまやの鈴の音ひゝくなり

全

爲 家

道ほそき關のむまやの鈴鹿山

ふりはへすくる友よはふなり

全

道 遙 院

神もさそふり來る雨はしのつくや

ひまやの鈴の小夜ふかきこゑ

和歌色葉集

大江匡房

相坂の關のせき守いて、見よ

ひまやつたひに鈴きこゆなり

鈴鹿山うまやつたひに關こえて

いくかになりぬふるさとの空

山家集

さぬきの位にたはしましけるをり、みゆきのすゝのそをきよてよめる、

ふりにける君かみゆきの鈴の奏

いかなる世にもたえず聞ゆん

○

隱岐國造の家に驛路の鈴を所持せり、國造出京のとき隨身あり、一覽のところ、古代殊勝の珍器なれば、内々天覽にそなへ、返給に

前大納言 資 枝

隱岐の國としふる家はつたへこし

むまやのすゝ乃音にてもしる

うまや乃鈴といへるは、むかしねほやけの御使ある時、うまや傳ひにふりて、さるよしをし

らせけるものどなん、いつの世より絶にけるかも、今は其象しる人もなきからに、あらぬものをもてつけていふめり、さるをこたひ隱岐の國つこのもてのほりたまひて、かけまくもかしこき、

大御手にもふれさせ給ひぬとかや、大かたのゐやの道都に絶ては、いなかにもとむと、もろこしにいふめるも、まさにねもひしらぬ、たのれ山かつの身にねはぬことなれと、いにしへをこのむくせなんあれば、こをめつるころをいはて、たゝにやとてうたひ侍り、

洛南山樵伴 嵩 蹊 (京都)

船ならてかよはぬおきの國にしも

うまやの鈴のなととまりけむ

いそのかみふるきむかしのてふりをも

のこるうま屋のすゝにこそみれ

驛路の鈴といへるは、いにしへおほやけの用器にして、中比よりそのことやみにたれば、世にしれる人まれなり、しかあれど、隱岐の國造のもとに傳へ給へり、そのものふるひたるさまいとおかしく、鈴の音のきよなるはいはんかたなし、去年の秋おほやけの仰ことありて、かの鈴なん雲の上にきこえあげさせ給ふ、八咫しる

天すへらきのめくみや高く、此ころ恩賜のかすく取そへられ返したまはりしは、いとも  
かしこく。吹つたへにし家の風世にたくひなくれもほは侍りければ、

源 信丈 (京都)

むまや路やふりにし世々のいさをしも

雲井にたかき鈴の音にしれ

隠岐の國造の家に傳へられし驛の鈴を、去年の秋より都にもて來られしと此春聞傳へしに、  
さいはひゆかりありてその宿をたつねしかは、手つからとり出て見せられけるに、

大井義陳 (京都)

今も猶むまやの鈴の音にのみ

きゝしむかしを見るはかりなる

隠岐國造隠岐臣幸生のぬし乃家に、ふるく傳へたる鈴とてみせらるゝに、誠に過し年、圖な  
とにうつしとりて伊勢國にてもてはやせし驛路の鈴にして、今日はからすも、かゝるふりに  
たる物を、近く手にとりて見る事のうれしさに、

上野介藤原重名

名のみかはなは世々へても此鈴に

ふりしむかしの音さへこもれる

隠岐國造の家に驛路鈴をもちつたへけるか、こたひ還幸の時の供奉の御具にもちひ給ひける  
を、から櫃のまゝにて下し給はりけるよし、聞侍りて、

源 清之 (京都)

とし久につたふる家の風に今

むまやのすゝも時得てや鳴る

隠岐幸生のぬし、其國にかへらひ給ふ、むまのはなむけによみ侍ける、

並河一敬 (京都)

雲井にもものほるむまやの鈴のはこ

ふたゝひひらく世々の古道

たちかへるむまやの鈴のいさましく

ふるさど人にあふやうれしき

驛路の鈴となんいへる神鈴を拜して

昌 信

時を得て雲井に高き鈴の音乃

これより四方にひびき渡らむ  
隠岐の國造幸生ぬしもたりし驛路の鈴を見て

經亮

うまや路にたまひし鈴の音さやに

ふりにし御代をねもひ出けり

古鈴

池村邦則(京都)

人の代にならぬむかしのすゝならん

すかたのみかは音のことなる

玉若酢の神寶驛路鈴をよめる

小河清波(京都)

千とせふるものと成にし驛路の

すゝの音たかくなほきこゆなり

玉若酢神社に代々仕奉れる元國造隠岐氏の家に、ふるく傳へもたる驛路の鈴はしも、  
光格天皇の御代、勅命を蒙りて、携て京に參昇りけるに、かしこくも大御手にふれ給ひて鳴

らし給へる絹、また黄金のかつけものをさへそへ給はれるか、ともに祕藏めてもたりけるを、  
こたひ御社にまゐりける序に、拜殿にて、隠岐久丸かどり出て見せければ、謹てまをす、  
石見國物部神社にもと國造と仕奉れる此宮の前宮司

權中教正從五位 物部有郷

大御手にならされてこそ此鈴の

おごもますく世にひびきけれ

驛路鈴

森 爲泰(松江)

東人の荷前の事も絶はて、

むかし戀しき鈴のねとかな

驛路鈴

森 永雅(松江)

今更に聞はむかしのほたしにて

れとそ身にしむうまや路の鈴

驛路鈴



仙田陣斯(松江)

二〇

驛路の名にねふ鈴のふることは  
こゝろの駒もいさみてそきく

驛路 鈴

三上吉利(松江)

有明の月にねきたつ驛路の

すゝの音がすむはるのあけほの

隠岐の驛鈴を

古徳女

世々ふれと今につたへて尊きは

ねきの遠音にひゞく鈴の音

驛路 鈴

大野泰仲(出雲)

つたへこしその驛路の鈴の音を

きけは昔のしのはれにける

世々経たる隠岐の驛の鈴の音は  
くもの上まで聞えあけゝむ

驛路 鈴

井上公敬(出雲)

萬代にかはらぬものは上つ世乃

うまやの鈴の音のみなるらむ

驛路 鈴

吉武

草まくら朝露わけて立駒の

すゝの音にこそ目はさめにけれ

驛路 鈴

徳教

九重の雲のうへにも聞えけむ

うま屋のすゝの音高くして

鈴もさそうれしき音をやたてつらんふりし世忍ふ君にひかれてなど、有尙大人よりめてたき

二一

ここの葉を給ひけるかへし、

良郷

うまやちのふりにし鈴を見てよりそ

うれしき音をもひとにかたらむ

驛 鈴

國幣中社水若酢神社宮司從七位 三浦正道 (石見)

さや／＼に雲の上にも音さやに

きこえし小鈴今日見つるかな

玉若酢神社なる古代の鈴を見て

田中俊民 (鳥取)

いにしへの手ふりも見ゆる鈴の音に

わか心さへかつゆらきつゝ

中津美國 (備前)

此鈴を見るにつけても驛路に

ふりしむかしのしのはるゝかな

驛 鈴

正七位 菱田孝謹 (京都)

驛路の鈴のたからは隠岐の國に

をさまりありと鳴り響くらし

隠岐の國造乃家に傳へし古代の驛鈴は、光格天皇の御時、新宮へ遷幸あらせたまへるをり、召してみそなはせしといふ、いさたふとき事の跡しるせるものともありて、世に希らしき寶なるが、今は島廳に保管せらるゝを、こたひ村上島司、ねもころに事の由とも語りつゝ見せられけるを、喜びてよめる旋頭歌、

從七位 加部嚴夫 (石見)

石上ふるきむかしのうまやちの鈴

千年經し今もそ乃世の音にかよひ筒

隠岐の驛鈴をよめる

隠岐島司正六位勳五等 村上壽夫

鈴の音乃さやかにそ知るいにしへの

はゆまつかひのふりしためしも

音絶えしひまやの鈴も雲乃上に  
鳴らされてこそ世にひきけれ

古之有驛鈴也、徒聞其事、而未見其物也、粵隱岐國造之家、振古傳之、客歲偶承殿下命、乃携來于皇都、而恭奉之、旅寓爲累日月、至今春而還下之、賜以黃金及朱置也、予聞於成齋先生之門、審問之則國造亦與予同門也、故直至彼寓居、以請拜觀之、是以不爲祕、即自開置出鈴以示之、予熟覽之、有深感于古也矣、於是乎摸寫其形容、以稱揚其珍器爾、贊曰、

豈尋常比。古物是傳。于文于質。不方不圓。驛令管施。家藏長全。聲當振世。况復達天。

于時寬政辛亥春三月

節齋 大井義 陳 (京都)

隱岐國造、家藏有古鈴一口、朝典皇子所載所謂驛鈴者也、蓋世雖知其名、未知有其物者多矣、可謂國造家藏之珍也、天明戊申之春、東市失火、延及宮城、車駕避于聖森、越寬政辛亥歲、新宮成矣、上自行宮將還幸、有司議事、備法駕列軌物、驛鈴亦與焉、於是、令國造以所藏鈴獻于朝遂、命治人摸而鑄之、事畢之日有內旨返賜矣、加之以黃金及朱櫃、是以朝野傳呼祝者蠅集、始知其名有其物者遍乎四方、終爲天下所珍焉、國

造者余舊相識也、以斯事也請斯言也、余固將有言、乃作小詩一篇、又舉斯事也其所據以題其首、

南 貞衡 (京都)

驛鈴千歲器。遺韻乍聞天。可仰仁風化。四方從是傳。

神樂岡始見隱岐國造玉淵君、賦得其所持驛路鈴、

北 禪竺常 (近江)

遠物奇形曾未諳。忽驚清響破煙嵐。上皇曲就今猶古。夫子鐸存北復南。何假行中八鑾動。却疑淵底一珠含。名家豈是尋常玩。追逐千秋思不堪。

隱造國造蘆洲君、客冬奉勅、進其累世所傳驛鈴、今春乃承返賜、賞恩尤厚云、因賦一章慶之、

若 槻 邦 貞 (京都)

典制長存千古鈴。佳音高至九重庭。聖時德化猶飛驛。樂唱恩波普海溟。

題 驛 鈴

景 山 龍 (伯耆)

驛鐸聲轟不出門。幾年幾世子傳孫。聞曾被九重呼上。懷去主人朝。至尊。

隱岐驛鈴

瑜洲 松原新之助 (東京)

蒼然含古鐵。小鈴揮則鳴。爲符課人馬。以便官人行。世換爲長物。珍玩貴於瓊。却把形摸印。郵券。千里今爲輸送信。

大正乙卯仲冬隱岐客中、島司琴屋邨上先生、教余觀所管守隱岐國造驛鈴且手親振之聽其音、一觀聽之餘賦、錄奉煩双政。

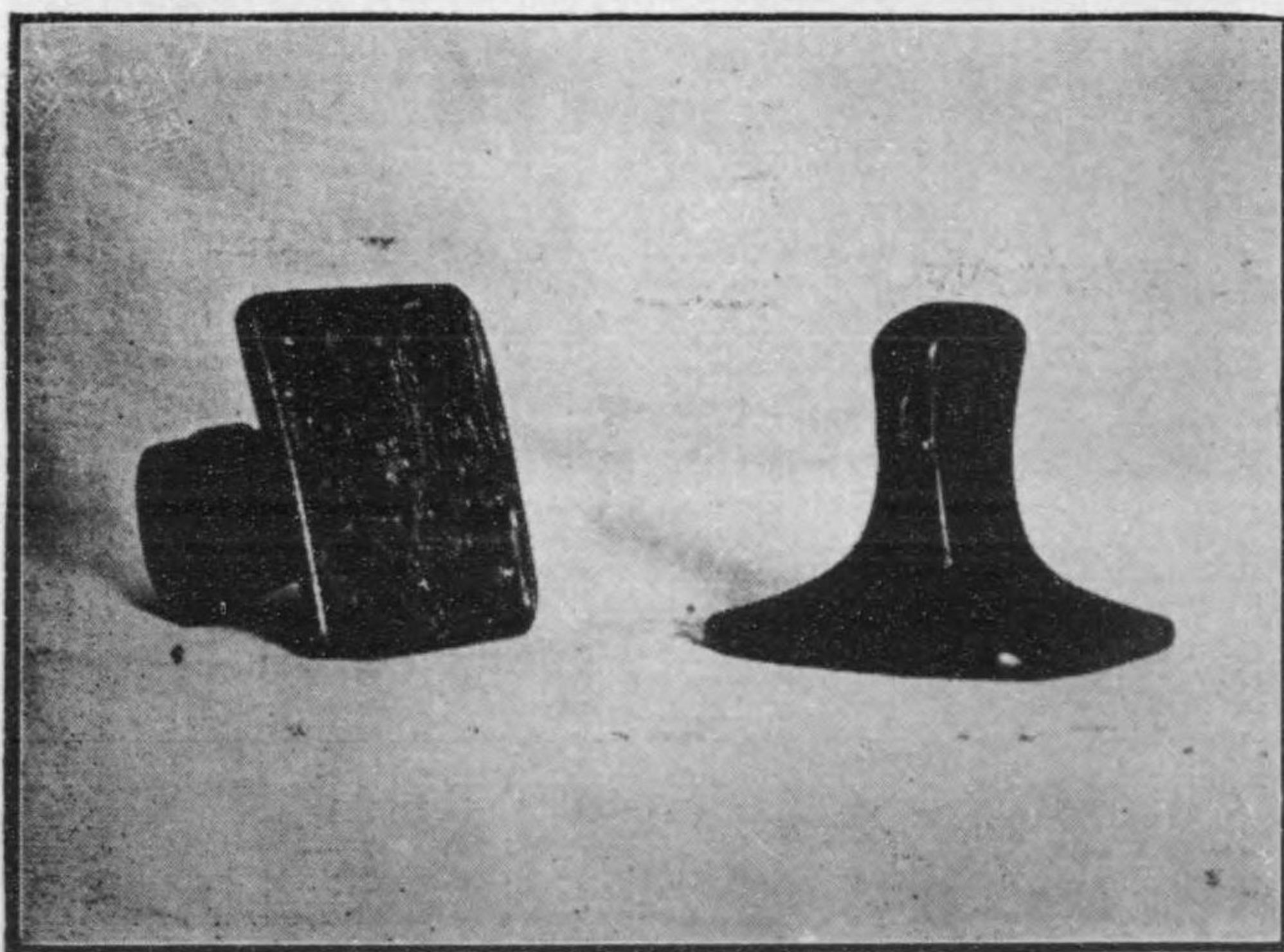
咬菜 坪井 孝

蒼古雙鈴子。振來音協商。篆文對肥瘠。跌數自陰陽。格本駢征鉞。榮曾響御床。千年世奇寶。韞好橫中藏。

隱岐屯倉印々面



同印鈕及側面



驛鈴寸法  
 高サ……………二寸二分  
 鈕高サ……………五分五厘  
 前幅……………二寸二分五厘  
 横幅……………一寸七分五厘

唐櫃二寸法  
 高サ……………二尺三寸三分  
 前幅……………三尺八寸六分  
 横幅……………二尺五寸  
 脚高サ(櫃底部迄)……………六寸三分  
 蓋高サ……………三寸三分  
 蓋前幅……………三尺九寸六分  
 蓋横幅……………二尺六寸

## 二屯倉印

隱岐屯倉印も。亦隱岐國造家傳來のものにして一顆あり。銅製にして文に「隱伎倉印」と云ふ。篆體奇古、銅色蒼老、考古家の垂涎禁する能はざるものとす。明治四十一年。驛鈴と同じく隱岐國四郡十二町村の所有に歸し。隱岐島司之を保管す。

按するに。往古郷里に倉院ありて租税を納る。風土記に所謂正倉是れなり。又屯倉は「ミヤケ」と訓じ。御宅の義にして。屯家又は官家とも書す。上古國々處々にある朝廷御料の御田を田部の民に作らしめ。其稻を藏め置かるゝ御倉又は其官舎の稱にして。又其御田(屯田とも書す)をも合はせて稱すと云ふ。此印蓋し朝廷より賜ひて用ひしめられしものにして。史に大化年中「鑄印頒諸國」の事あれば。此印の如き亦其一に居る乎と云ふ。

印の寸法方二寸。量目百五匁を有す。而して其寸法は公式令に於ける國印の寸法に符合す。樋畑雪湖曰く。「弘仁格に郷印方一寸とあれば其郷印にあらずして屯倉印たるや明なるべし」と。

集古十種印章の部に。隱岐屯倉印として此印面を載す。然るに「隱岐國知夫郡由良比賣神社藏」と記せるは。何等の根據なく誤の甚しきものとす。而して同書印鈕の圖には「隱岐國若玉酢社印鈕」と記せり。是れ同一品の印鈕にして。其記註正しきを得たるも。其若玉酢は仍ほ玉若酢の轉倒を免れず。

因に云ふ。世に「但馬倉印」の印影を傳ふるものあり。其篆體全く隱岐倉印に同じ。蓋し同時代に製作せるものなるへし。此印「樋口光義氏藏」とあるも。樋口氏果して何人なるやを知らず。隨て此印の所在も亦之を知るに由なし。

今屯倉印に關する歌を左に記す。

隱岐屯倉印のかたを見て今様

權少教正 佐伯利麿 (石見)

千年の昔造りてし跡をわしても見る事も隱岐の海路のいと  
深く君かめくみし故そかし

隱岐屯倉印

玉若酢命神社社司 億岐久麿

上つ代に貢をさめしあとをしも

わしてさたかに見るへかりけり

古き隱岐倉印を見せられけるを

從七位 加部嚴夫 (石見)

うれしくも今日見つるかな貢物

をさめてれきの倉乃於之泥を

隱岐屯倉印を

隱岐島司正六位勳五等 村上壽夫

みつきもの仕へし跡も上つ代の

みやけのわし手わしてこそ知れ



玉若酢命神社之大杉

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to its low contrast and orientation.

## 玉若酢命神社の大杉

玉若酢命神社は。隱岐國周吉郡磯村字下西に在り。式内の名社にして。一に總社と稱し。今縣社に屬す。境内に大杉あり。八百杉と呼ぶ。高大約十餘丈周圍約參丈五尺にして。眞に希世の老樹なり。其年代詳ならず。同神社の社司たる億岐國造家の記録に據れば。貳千年後のものに非るへしと云ふ。「隱州視聽合記」に云はく。

下西村は、内海に臨み、北は地上りにして、南は海なり、甲尾の城下の西境なるを以て、下西と號す、彼の寺本か西門と云ひし所也、村の半に大杉樹あり、高さ百二十尺計、大さ牛を匿せり、村老語りて曰、昔小蛇あり、常に木根の空處に蟠れり、後に漸々大なる木根の空ろ、苔生して出ること能はず、今に至て日暖に風靜なる時は、或は大鼯の聲聞ゆ、樹下に徘徊して足音すれば止む、諸人聞こと少からず、凡此里は小祠多くして記するに餘あり、北の高原に總社と號し大社あり、華表、瑞籬、拜殿、本宮、美にして且つ舊りたり、四方の松杉皆大にして、靈場他に異なり、社司を國造と云ふ、

と。又傳ふる所に據れば。此杉往時「八百比丘尼」の手栽するものと云ふ。隱岐誌に云はく。大風吹く時、下西村、地勢海岸に接する處は人烟多からず、(中略)始めて此村を過ぐる時、路人に問ふに總社の由來を以てせしに、(中略)遙かに社を拜し、指すに社門の大木を以てし曰く、之れ即ち謂ふ所の八百杉なるもの、(中略)杉固より尋常の杉にあらず、世に傳へて八百比丘尼の手つから植る所と爲す、比丘は若狭の人にして、幼



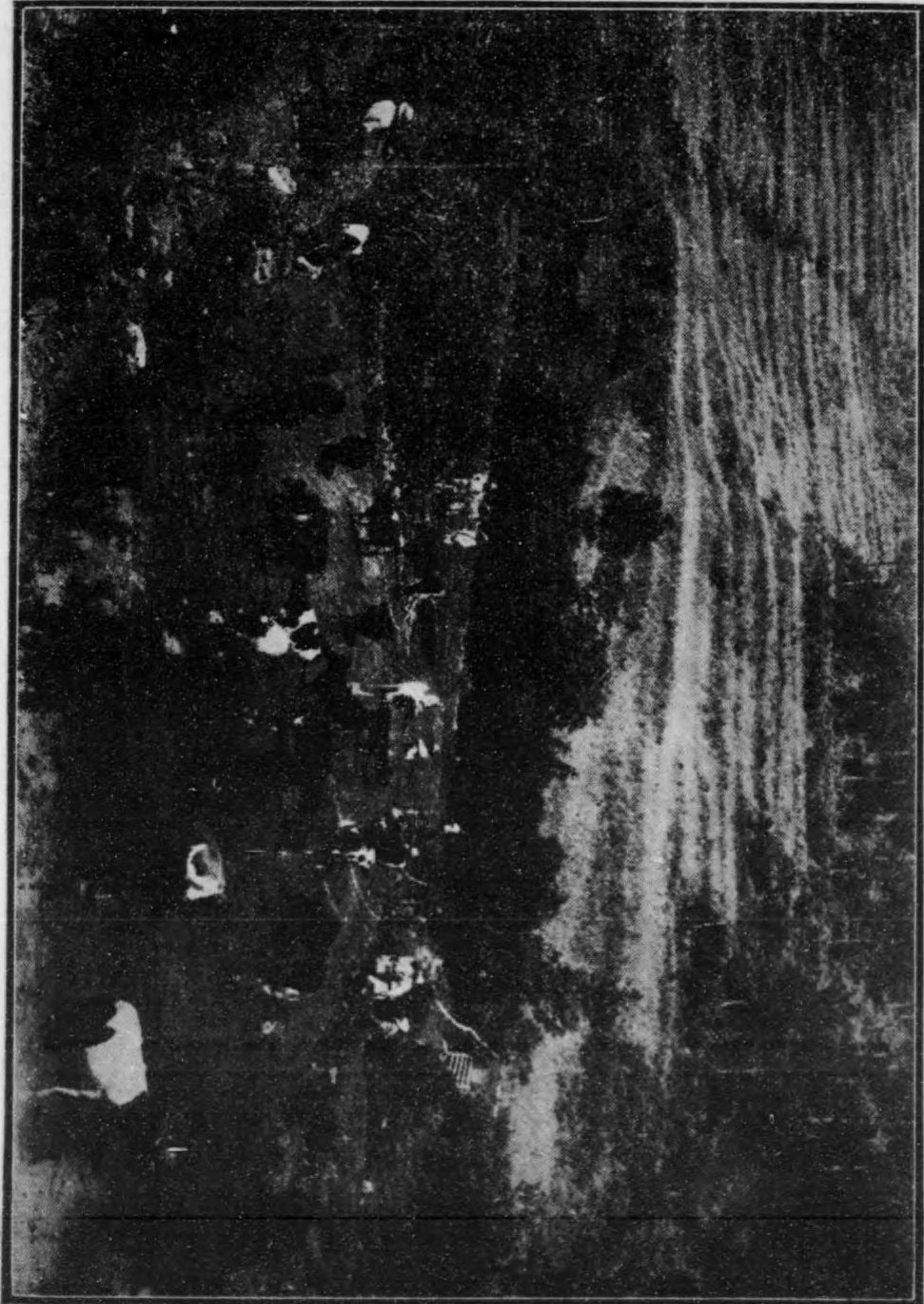
より法を修め、節操婦人に似す、曾て此地に來り、屢々神靈を祈るに志す所を以てす、神靈果して驗あり、  
比丘大に懾ひ、直に社に詣り、手つから土を墾し植て以て養意を表せりと云、  
又億岐家の記録に據るに。本社より參町計西南の地に一株の老杉ありしが。今<sup>大正</sup>より百十年前火災に罹り。  
尋て大風に會ひ。遂に僵ると云ふ。又正西の方七町計の地にも一株を存せしが。是れ亦八十年前大風の爲に僵  
ると云ふ。然れども此二樹は。社内現存のものに比すれば。短く且小なりし由。皆古老の口碑に在り。

社頭 杉

琴屋村 上壽夫

高十丈強周幾圍。老杉鬱鬱自靈威。搖々翡翠春祠曙。早有栖鴉出樹飛。

正洋清命願地の大杉



牧畑に於ける故

## 隱岐の牧畑

### 一 沿革

牧畑とは或る季節間は作物を栽培し、或る季節に至れば牛馬を放牧する輪轉耕牧畑地の稱にして、普通の畑地は本畑と稱へて之を區分す、今牧畑に關し舊記の徵すべきものなし、然れども、隱岐に牧場を存せし事は夙に東鑑に見ゆ、其文治四年の教書案に、犬來並宇賀牧依爲平家領云々とある是れなり、又承久年間後鳥羽上皇本島崎村より海士村御通輦の途中牧場に遊べる犢牛の突合を御覽せられ興あることに思召され御輦を駐めさせられし以來承久三年八月六日（陰曆）より闘牛を海士村字向新開に定められし云々村上助九郎家の舊記にあるに由りて觀れば幾んど數百年前既に牧場を設け牛馬を放牧せしものゝ如し下つて慶長十八年に牧畑檢地の事あり明治十年地租改正後は切替牧畑と改稱せられ更に現今に至りては一般に畑と稱す（土地臺帳面）然れども牧畑の區域は今尙劃然として本畑と區別す

### 二 牧畑の位置及栽培作物

牧畑は山地に設定せられ急勾配の部分には立木を存すと雖も犁鋤を入るゝの餘地ある所は總て段階を設けて圃地を整へあり牧畑の區域は以前は廣かりしも人口の増加に伴ひ、勾配の稍緩にして耕作に便なる所は本畑に改

められ牧畑は漸次其區域を縮少せらるゝに至れり今隠岐牧畑面積個數は左の如し

郡名	個數	面積
周吉郡	一一	四九二・九二〇〇
稔地郡	一七	三一一・二〇一七
海士郡	二〇	一、二一九・〇四一二
知夫郡	二一	三、四二九・八六一六
計	六九	五、四五五・〇三一五

以上の牧畑に栽培せらるゝ作物多けれども其主なるものを擧ぐれば大麥、小麥、豌豆、大豆、小豆、稗、粟、黍、蕎麥等なり内最も多く栽培せらるゝは大麥、小麥、大豆、小豆等にして其他は極めて少なし

### 三 作付及放牧の順序

牧畑は常に四區を以て一組となし各區は圍らすに木柵を以てして區劃整然牛馬の放牧中其逸散を防ぎ且作付中牛馬の侵入を防ぐ

牧畑に於ける作物の輪栽及放牧の順序を記さんに今假りに甲牧畑には前年より牛馬を放牧しありとすれば五月中旬之を丙牧畑(秋季麥を蒔くべき牧畑)へ送り其跡地に稗を作付し九月中旬稗を收穫し跡地へ丙牧畑より牛馬を入れ十一月に至れば牛馬の一部分を乙牧畑(大小豆を蒔きたる牧畑)及丁牧畑(前年より麥を作付し收穫

後大小豆を蒔きたる牧畑)へ送り残りの牛馬は翌年に越して放牧す

乙牧畑には前年より牛馬を放牧しあり六月中旬之れを丙牧畑に送りて大小豆を蒔き十一月中旬收穫して其跡地へ甲牧畑より牛馬を入れて放牧し翌年に越すなり

丙牧畑には前年より牛馬を放牧しあり五月に至れば甲牧畑及乙牧畑より牛馬を入れ十月中旬に至れば牛馬は總て甲牧畑に送り麥を蒔くなり

丁牧畑は前年より麥を栽培しあり六月之を收穫して大小豆を蒔き十一月中旬之を收穫し其跡地には甲牧畑より牛馬を入れ放牧して翌年に亘る

栽培作物は一定しありて初年稗二年目大小豆三年目麥四年目前年よりの麥及大小豆の順序を以て輪栽せらる故に各區年々栽培作物の異なるに従ひ四區牧畑に就き上來記述したる作付及放牧の順序を反覆し四年にして一周を終へ五年目には上述の次第に復するなり之を要するに牧畑は前作物と後作物との栽培期間に一定の休閑を土地に與へ此休閑中牛馬を放牧するなり

稗跡地に翌年六月中旬大小豆を蒔き十一月中旬收穫後は翌年十月中旬麥播種期まで牛馬を放牧するを以て土地の休閑最も長し故に大小豆跡畑を本牧と稱するなり

豌豆は栽培極めて少なし若し作付するときは麥の部分に作付す又粟、黍、蕎麥の如きは頗る稀れにして作付するときは大小豆の小部分に栽培するを常とす

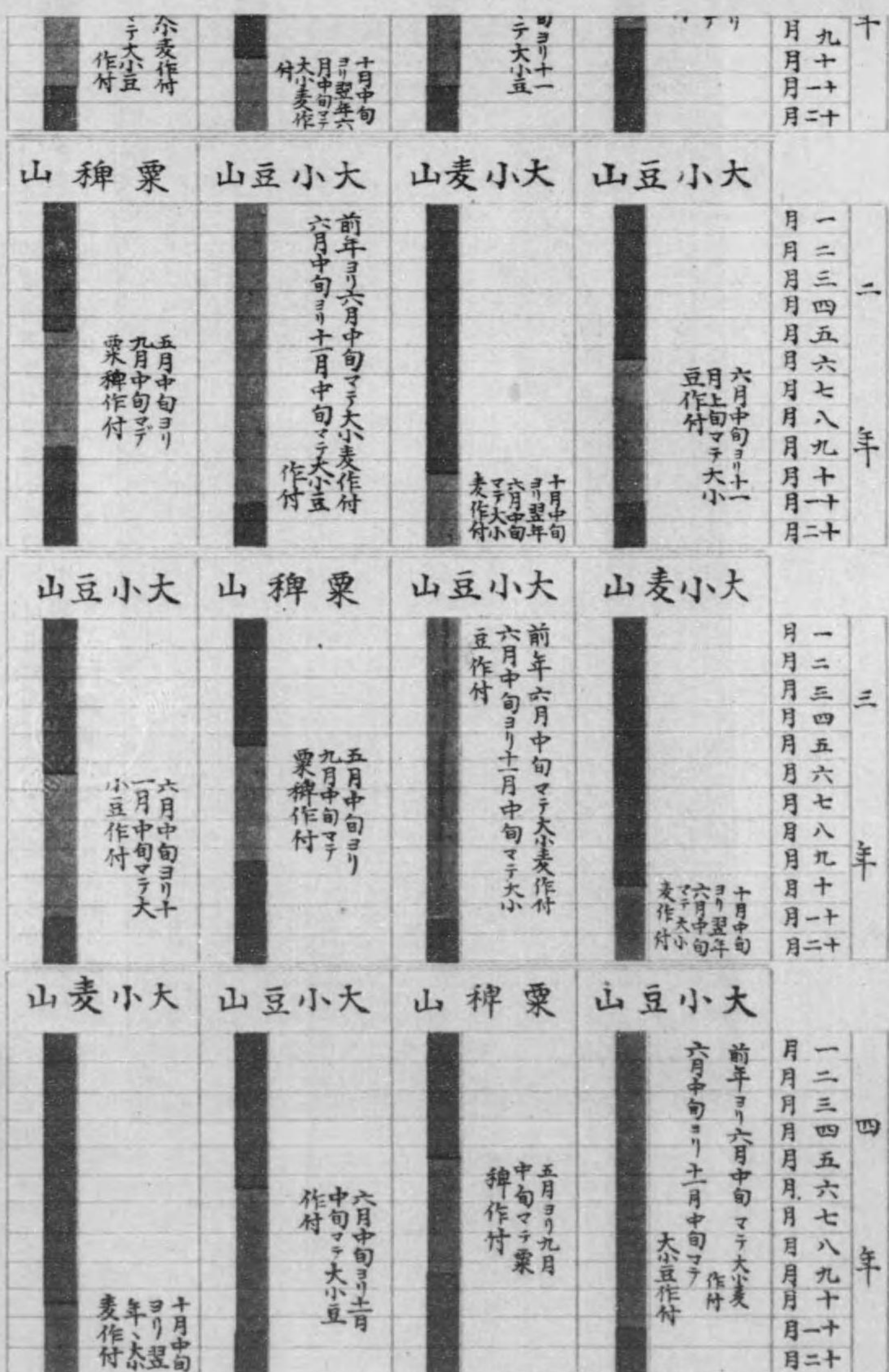
牧畑の栽培法は極めて粗放なり肥料を施すことなく中耕をなさず唯だ僅かに一回の除草を行ふのみなれば收量少きを免れず今平均年作の壹反歩收量を示せば左の如し

大	斗	五	升	三	斗	五	升	二	斗	五	升	三	斗	二	斗	五	升	三	斗	二	斗

又牧畑の特色は土地を共同して使用するに在り其作物は土地の所有者耕作して收穫すと雖牛馬の放牧は土地の所有者と否とを論せず土民は何人と雖も入會に之を爲す事を得是れ古來の慣行にして曾て之を異むものなし之を要するに牧畑の制は隱岐國獨得の農法にして本邦蓋し他に其比を見ず由來隱岐全體は平坦なる耕地に乏しきを以て丘陵山嶺荷も犁鋤を入るゝに足るの地は開拓せられり而かも尙ほ農産豊かならず此に於てか同一地積に於て栽植飼畜の途行はるゝに至りしものなるへし麥類作付の年度は始んど一周年間其圃地に休閑を與ふるの狀にして獨逸に所謂三圃農業の制に稍相似たり彼は三年に一回土地を休閑せしめ此は四年に一回の休閑あるを以て四圃農業と稱するを得んか牧畑栽植法の粗放なるは固より止むを得ざる事に屬し到底他に於ける農事改良の律を以て強ふへからずと雖も種類の撰擇種子の精撰等に注意するに至らば其收量を増多するの餘地あるべし

今其輪轉法を圖に示せば左の如し

### 牧畑耕牧輪轉法



凡例

作付  
放牧

牧畑の栽培法は極めて粗放なり肥料を施すことなく中耕をなさず唯だ僅かに一回の除草を行ふのみなれば収量少きを免れず今平均年作の壹反歩収量を示せば左の如し

五斗	五升	三斗	五升	二斗	三升	斗	二升	斗
大	麥	小	麥	豌豆	大	豆	小	豆

又牧畑の特色は土地を共同して使用するに在り其作物は土地の所有者耕作して收穫すと雖牛馬の放牧は土地の所有者と否とを論せず土民は何人とも雖も入會に之を爲す事を得是れ古來の慣行にして曾て之を異むものなし之を要するに牧畑の制は隱岐國獨得の農法にして本邦蓋し他に其比を見ず由來隱岐全體は平坦なる耕地に乏しきを以て丘陵山嶺苟も犁鋤を入るゝに足るの地は開拓せられり而かも尙ほ農産豊かならず此に於てか同一地積に於て栽植飼畜の途行はるゝに至りしものなるへし麥類作付の年度は始んど一周年間其圃地に休閑を與ふるの狀にして獨逸に所謂三圃農業の制に稍相似たり彼は三年に一回土地を休閑せしめ此は四年に一回の休閑あるを以て四圃農業と稱するを得んか牧畑栽植法の粗放なるは固より止むを得ざる事に屬し到底他に於ける農事改良の律を以て強ふへからずと雖も種類の撰擇種子の精撰等に注意するに至らば其収量を増多するの餘地あるべし

今其輪轉法を圖に示せば左の如し

### 牧畑耕牧輪轉法

凡例

■ 作付  
■ 放牧





（のり）に岐前  
列新馬該後  
所新馬該後  
名者有受理  
馬名者有受  
號隱者托受  
將隱者托受  
島邊渡者托  
司島邊渡者  
村上三詳  
子三詳  
上村三詳  
ツ夫產岐隱  
ル夫產岐隱  
乃里夫產岐  
將木乃里夫  
軍將木乃里  
隱者有所合  
佐伯長組副  
早贈者有所  
文友伯長組  
氏耶三常川

### 隱岐に渡來せる名馬壽號

隱岐島司 村上 壽 夫

明治三十八年一月、旅順開城の際水師營の會見に於て、露將「メテツセル」より我が乃木將軍に贈呈したる名馬「壽號」が、圖らずも予が所有と爲りて隱岐に渡來したるは、實に大正四年五月十三日の事である、是れには淺からぬ因縁のある事で、其始末を説かんに、先づ予が將軍に謁見したる當初に遡つて語らねばならぬのである、扱、乃木將軍の夫人と同伴にて出雲に來られたのは明治四十二年八月の事である、而して其の用向は八東郡乃木村の善光寺に於ける將軍祖先の墳墓を祭らるゝが爲であつた、當時予は八東郡長在職中であつたので米子驛に出迎をした、是れ予が將軍に謁見したる初である、此時將軍に隨從して居たのは、夫人の外に羽織袴を着た一人の老僕内垣正吉氏と伯州赤崎町の土豪佐伯友文等某々であつた、將軍は彼の名馬「壽號」が佐伯氏に依りて養はれて居るのを訪はれたので、佐伯氏は松江まで將軍を見送らるのであつた、其時偶然にも予が携へて居た所の「隨鷗集」と云ふ詩集に、「詠名馬壽」といふ題で村上李門と云ふ人の作が載せてあつた、夫れは左の如くである、

詠名馬壽

李門 村上

先東京

馬、旅順降將須將軍之所養、開城之後歸于我軍、乃木大將付與之

## 伯州人佐伯氏云、

駿馬從西至。龍姿似大宛。輕蹄蹂海嶽。逸氣壓乾坤。臨陣終無利。去園新有恩。清時多伯樂。鼓鬣伯州原。

土居香國曰。氣勢壯瀾、筆力矯健、可與少陵房兵曹胡馬詩并誦、

時も時折も折、至極妙だと思つたから、汽車中にて取敢ず之を將軍の一覽に供した、處が將軍は眼鏡を掛けて熟讀せられ、「是れは面白い併し此の村上とあるは貴方の事か」と問はれた、そこで「是れは私ではありませぬ此の李門と申すは衆議院議員で全く別人であります」と答へた、處が側より誰であつたか、「イヤ此村上郡長も詩も出來歌も詠める人であります」と告げた、予は恐縮して居ると、將軍は「さうか」と頷かれて、種々詩や歌の話もせられた、斯くて松江に着かれたのは實に八月十六日の事であつた、

將軍及夫人は十九日まで滞在せられたが、其間彼の善光寺で祖先の祭事を營まれ、又歩兵第六十三聯隊を訪問せられ、又出雲大社及美保神社にも參拜せられた、松江の旅館は前年來松せられた時の因に由りて白濁魚町の勝部であつた、

滞在中度々訪問して見ると、盛夏の時節であるにも拘はらず、いつも風通りの悪い奥座敷に軍服を着て端坐して居られる、客があれば夏季用の座蒲團を進め、自身にも一先同時に坐せられるが、何時の間にやら後の方に匆ねて仕舞つて居られる、又煙草は「朝日」をスバ／＼吸つて居られる、予が訪問した時に、夫人が「朝日」

の口を切つて予が前に進められたら、將軍が「御客様にコンナ粗末な煙草を差上る事はない」と言はれた、夫人は笑ひながら改めて「敷島」を進められた、實は予も「敷島」を一個「ポケット」に忍ばせて居たけれども、將軍が「朝日」を吸はれる前で取出して喫する譯には行かなかつた、

或る日顔を出すと、將軍相も變らず軍服で端坐して居られる、「ね暑う御座います」と挨拶すると、「此室は別して暑いから氣の毒だ」と言はれた、そこで予は壁間に掲げてあつた隠元の筆で「孝慈室」と書いた額面を指し、「アノ通りコウジムロと書いてありますから蒸し熱い筈です」と覺へず諧謔一番した、將軍「是れは大出來」と哄笑され、夫人も面白いとて腹を抱へられた、從來將軍は頗る眞面目で居られたが、此の時から予に對して大に打解けられた様な感があつた、

或る日善光寺で祖先の祭事を營まれた、依つて予等も參拜をした、將軍及夫人は各盛裝をして參拜せられたが、此時に予が私かに敬服したのは、法會の始まりより終りまで御兩人共默然端坐して居られるのみで、恰も偶人の如く、何人が來ても去つても少しも頓著せられず脇目もふられなかつたことである、此日住職石倉遵應師の願に依り同寺の庭前に稚松一株を手植せられた、

善光寺なる佐々木高綱の墓に就いて將軍の意見を承りたるに、信州松本の正行寺と云ふ眞宗の寺に高綱の墓ある事話され、且高綱は親鸞上人の弟子と爲りて正行寺を開き、其子孫繼承して今日の住職に及んで居るので傳説も明かになつて居る、又其墓も善光寺のよりは數年古いが、併し善光寺にも深い緣故のあることは是れ亦



明かであるから孰れをどうとも言はれない、今は寧ろ兩方とも真物として置くの外はあるまいとて一笑せられた、又善光寺には高綱の墓の外に古い五輪塔が二三基あつて梵字の外何物も見えぬが、將軍は兎に角自家の祖先に相違ないものと認めると申されて鄭重に禮拜を盡された、

長崎高等商業學校の教員を勤めて居る間宮龍真は予が姻戚の關係あるものであるが、同人の生家は出雲國簸川郡久木村佐々木氏で、當主は龍順と云つて同村覺專寺と云ふ眞宗の寺の住職である、此の佐々木家には有力なる系圖があるが、其の系圖に據れば高綱の次子光綱の長子兼綱を元祖とするので、兼綱は文永二乙丑年に生れ、重名仙壽丸、式部少輔、若年出家して青蓮院に入り兼助と名けしが、後東山に詣り覺如上人の弟子と爲りて覺專と改め、石州西田村青龍山覺專坊の開基と爲る、行年八十三歳貞和三丁亥年三月十九日滅す源光院と號すとあり、爾來子孫相傳へ現代の龍順師に至りて二十代目と爲るのである、而して十代祐玄の代に石州西田村から雲州出雲郡原鹿村（今の簸川郡久木村大字原鹿）に移つたものと見ゆる、加之兼綱の弟なる從五位下出雲守小野木左衛門尉二郎景信（前名泰高）より覺專坊に寄進したる親鸞上人から高綱入道に傳來の佛像其他の寶物を左の目錄と共に所藏して居るのである、

靈寶目錄

- 一 木佛尊像
- 一 一光三尊像
- 壹 躰
- 壹 躰

一六字御名號

一 聖人御壽像

同御念珠五條袈裟

右之靈寶六品從本願寺親鸞聖人祖父高綱入道了智法師江御附屬候所高綱公逝去以來當城内奉納有之併武門ニ有而無益却背本意候之間今般貴坊之寶前ニ奉移者也永々大切ニ可爲守護之御沙汰於有之者本望之至ニ存候依而添狀如件

元徳元年二月八日

進上青龍山權大僧都覺專御坊

小野木出雲守

景信（華押）

是れに由つて之を觀るに、此の佐々木家は將軍の家筋と因縁淺からぬ關係である。將軍は素より近江源氏たる佐々木の一流で、高綱の後裔であり雲州乃木に居られたるより野木又は乃木の姓も出來たのは明かであるから、同じく高綱より分かれたものに相違ない、そこで當時松江に歸省中の間宮を將軍に紹介し、且此の詳細をも御話したるに、將軍大に喜ばれ、是非其の系圖寶物等を一覽せられたいとの希望であつたから、態々覺專寺住職佐々木龍順師をして系圖寶物共松江の旅館に持出さしめて將軍の覽に供した、將軍は高綱の子光綱に兼綱と云ふ長子の在つた事は是れまで知らず、或は佛門に入りしが爲武家系圖には除きたるもの歟など話され、此の系

圖中より抜書などもせられた、夫から種々と佐々木氏の祖先に係る談話もあり、宇治川の先陣にて高綱が梶原景季を欺きたりなど云ふ事は全くの俗説虚傳なりと申され、佐々木龍順間宮龍真に向はれては苟くも佐々木の末流たる我々は祖先を辱しめる様な行爲があつては成らぬとの教訓も下された、夫れから出雲の歴史談に移り、予は話の間に出雲私史の事を引例した、處が將軍此の書籍をも見たいとの事で、予が所藏の分を一覽に入れたるに、當分借用したいと申され遂に東京まで持ち歸られたのである、又佐々木家の紋所は四ツ目であつて支流となるに従ひ變化は頗る多いが、本家正統の正しい四ツ目は所謂七ツ割の四ツ目である事を圖にまで書いて悉しく説明せられた、

將軍は善光寺にて祖先の靈祭を營まれたるのみならず其の墓所修繕の事も計畫せられ、懇々同寺の住職に委嘱せらるゝ所あり、其竣工の時には予に一應検査をして報告して呉れその御依頼であつたので、予は快く引受け

た、  
將軍は前にも言つた如く六十三聯隊も訪はれ、出雲大社にも參拜せられ、種々御用向も片付いたとあつて、八月二十日の午前九時松江驛發にて夫人同伴國幣中社美保神社に參拜せられた上直ちに歸京せられる事になつた、予は管内であるが故に案内旁々見送の爲同行する事とした、汽車の中で話の序に將軍の申さるゝには、「昨日大社から松江に還る途中で雨が降つたが是れは全く神様の御蔭なので、百姓はさぞ喜んだであらうと思ふたそこで一首歌が出来た」とてノートの端に鉛筆で記したものを見せられた、其歌は

狹田長田、瑞穂の束も、まさりけむ、

神のめくみの、水無月のあめ、

と云ふのである、將軍又曰く、此歌第三句「まさりけむ」では未だ思はしくない、何歎之に代ふべき適當の詞はなきやと再三促される、そこで予は失禮とは存じながら、「そはりけむ」は如何と申せしに、將軍頷かれ、「それは結構賛成々々」とてノートを出して訂正を加へられ、更に再三吟じられた上「是れで好し」と申されたのは光榮の至りである、此時佐伯友文氏は米子驛より同伴し境驛で別れ將軍に辭して去られた様に覺へて居る、斯くて將軍及夫人は境町の油屋で少憩せられ、美保關にては美保館に投せられた、夫れから神社に參拜せられたが、茲に感動すべき事が二つある、其一は幣帛料の捧げ方の事で、他の一は參拜せられる時の態度である、凡そ何人にもせよ、幣帛料は清淨なる紙に包み水引を以て装ふは常の事であるけれども、乃木將軍夫人は之を以て足れりとせられず、松江にて白木の臺を作らせ、其上に御包を載せて夫人自身に携帯して來られたのである、美保館の女中が之を見兼ねて、「奥様私を持ちませう」と云ふと、夫人は容を正され、「是れは神様に差上るものであるから誰にでも持たせる譯には行きませぬ、私は潔齋して居るけれど前達は月の障といふ事があるからネ」と申された、之を聞いた美保館の主人は恐縮且敬服し、凡そ美保關に來るもの神社に參詣せざるはなく、其數幾千萬とも知れざる程なるに、此の如き真正の敬神家は未だ曾て見ざる所であると語つて居た、凡そ未知の地に往きて神詣をするものには多少遊覽の意味を兼ねるのが普通の人情と思はれる、然るに將軍は

否らす、全く参拜のみの態度である、神殿に昇らるゝや、宮司横山清丸氏の案内に連れ一直線に進んで座に着かれ、一心不乱に拜禮黙禱せられ終るや脇目も振らず直ちに降殿せんとせられた、そこで宮司は殿中に奉安せられたる寶劍の前に導き、「是れは今上天皇陛下より御寄進の寶劍なり」と説明せるに將軍又恭しく拜禮し、無言の儘殿を降らる、其の態度の森嚴正肅なる、今尙ほ眼前に其の風采を髣髴するのである、夫れから將軍及夫人は横山宮司の請待に依りて其の邸に臨まれ、神代の事蹟御神徳の數々宮司より説明を聴かれた、又予は横山家眞興會の事を話したるに痛く感動せられた、其の話は斯うである、此の眞興會と云ふは横山本家分家數戸合同の會で、其の目的は國家有事の時の用に供せんが爲平時一定の貯金をするのである、隨つて平日に於ては如何に急なる私の入用あるも、此の貯金には一切手を附ける事は成らぬので、只増殖する一方となつて居る、其起源は今の宮司清丸氏の祖父に當る眞興マキキ(通稱岩根)と云ふ人の遺言に依り積金を實行する事となつたので、其の諱の文字を取つて會の名としたのである、古い時代に獻金した事等種々あるも姑く措き現に日清戦争の時にも此の貯金にて軍資の國債募集に應じ、日露戦争の時に於ては或は價格以上を以て幾回にても應募したのである、世に貯金を爲すものにて種々の目的を立つるものあれども、凡そ國家有事の時の用に供せんが爲に豫め平日に貯金をすると云ふは恐らく天下に類例なかるべしと思はれる。果せる哉戦後賞勳局より之を賞せられ、三つ組御紋章附大銀盃を下賜せられて居るのである、そこで此の賞杯を將軍の前に進めた所、將軍は欣然として満を引いて宮司に差され、席に列せるもの皆其のお流れを頂戴した、

又其の席に入雲琴が飾つて在つた處、夫人は之を見られて懷舊の情に堪へざるものゝ如く「私も子供の時此琴を習ひましたが今は弾かぬから忘れました」と話された、夫れから八雲琴の話となつて、琴曲中「三穂の浦」と云ふ歌に、

搔鳴らす、其音を三穂の、浦千鳥、八雲小琴に、聲合はすめり、

とあるは此の美保關の事で、又「岩笛曲」と云ふ歌は、

三穂の崎の、ありその石を、吹きなせば、神なからなる、天の岩笛、今日の大神に、捧げましけむ、上つ

代の、事代主の、岩笛ぞ是れ、

とある、其の岩笛は此の地の海邊に往々ある所で、石に穴の通じて居るものであると云ふ宮司よりの説明を聴かれ、又石笛の實物をも觀覽に供し又之を吹き鳴らして其音を試みたるに、夫人は大に打興せられ、「三穂の浦とか岩笛とか是れまで何の地何の事とも考へ及ばざりしに、偶然今日此地に来て此の説明を聴きたるは何よりの快事なり」とて喜ばれた、

此時將軍は草臺カサデンの中から「九經談總論評説」と題せる一冊の書籍を取り出し、之に署名して記念にとて横山宮司に贈られ、又別に同書を取り出し、表紙の裏に「呈村上八東郡長貴下、巳酉八月廿日希典拜」と書し、「是れは道中讀みながら持つて來た本で處々赤鉛筆で汚した所があるけれども御心安いに任せて呈する」とて予に下された、予は欣喜の餘將軍に拜謝し、又夫人にも謝辭を述べた處、夫人の言はれるには、「手前では本を作りま

して皆様に差上げたりなごするが道樂で宅にはまだ種々の書籍がドツサリありますヨ」と微笑せられた、斯くて將軍は出雲を辭して歸京せられたが、予は將軍との約束を踐み、善光寺に於ける墓所の修繕竣功の旨任職よりの通知を待ちて實地に臨み、検査の上で其の次第を通知した、さうすると、

貴翰拜讀過日罷出候節は萬端御懇待感謝之至ニ御座候其後墓地へ御臨ミ被下候由御報之趣多謝々々拜借ノ私史ハ寫取度件有之今暫返上延引御許相願候中朝事實壹部國基壹冊進呈仕候御閑餘御一讀被下度候御禮旁略儀御免被下度候頓首

八月廿七日

東京 乃木 希典

出雲國松江市

八東郡役所

村上壽夫殿

と認められたる葉書と、別に小包二封にて中朝事實と國基との二書が届いた、而かも小包の表書まで皆將軍の自筆であるから、之を取つて孰れも書籍の表紙の裏面に貼付して置く事とした、其後同年十一月四日に至り、

拜啓愈々御佳勝大慶此事ニ存候然者拜借之出雲私史漸く寫了候間返納仕甚延引相成候段御有恕被下度右御禮申上度艸々如此候敬具

十一月二日

希典

村上様 貴下

と認められたる書翰に、出雲私史を添へて返戻せられたのである、此の書翰は今表装して珍藏して居る。予が將軍及夫人に親炙したる始末は大略以上の如くである、不肖子の如き者にして特に將軍及夫人の寵遇を蒙るを得たるは實に望外の光榮と謂はざるを得ぬ、予は將軍の手澤及惠贈せられたる書籍は、永久の記念として子々孫々に傳へ、以て將軍及夫人の高風遺韻を想望せしめ、長く教訓の資と爲さんと欲するのである、其の後明治四十三年に至り予は隱岐島司に轉任したが、將軍に對しては時々音問を怠らなかつた、將軍よりも必ず答禮があつた、然るに大正元年 先帝御大葬の日に當り、將軍及夫人が御跡を慕ひ奉られて悲哀沈痛を極めたる報の傳へられた時には、實に何とも言ふべからざる感に打たれて、只暗涙に咽んだのである、此の時に逸早く將軍夫妻の薨去を電報して予に知らしめられたのは、彼の美保神社宮司横山清丸氏であつた、彼の將軍の愛馬「壽號」が予の所有に歸し隱岐に渡來して來たのは是等の因縁に由る事である、而して夫れは全く彼の佐伯友文氏の厚志に出るものである、大正三年の夏佐伯氏は突然隱岐産馬事業視祭の爲めに渡航せられ、予を訪問せられて共に故將軍の追慕談に時を移した、時に佐伯氏の言はるゝには、「彼の將軍の愛馬「壽號」は前年將軍より譲り受けて多年愛養しつゝあるが、抜群の名馬にして老いたれども尙は壯健である、之を將軍と縁故ある貴下に呈し、隱岐産馬改良の資に供せんとす貴意如何」と、予驚喜措く所を知らず、陳謝の意

を盡くして別れた、然るに翌年に至りて更に佐伯氏より來書あり、時恰も種附期節にも入りたれば、前約を踐みて貴下に呈し、不日渡航せしむべしと、遂に大正四年五月十三日を以て佐伯氏自身隱岐國西郷町に牽附けられ、翌十四日隱岐島廳に於て授受式を舉行する事と爲つた次第である、斯くの如きは實に佐伯氏の至大なる厚意篤志に出づるものであつて、當に予の名譽たるのみならず隱岐産馬界の幸福と謂はねばならぬ、予はこゝに於て、該馬の飼養管理を隱岐産牛馬組合に委託し、組合は更に之を海士郡海士村字崎なる渡邊諄三氏に委託する事としたのである、渡邊氏は隱岐國の名門たるのみならず、諄三氏は陸軍三等獸醫であるから、該馬の飼養管理者として眞に其の人を得たるものである、該馬は多年恩顧を受けたる佐伯氏の手を離れても、更に新に其の處を得て優遊自適して居るのであるから、故將軍も泉下に於て莞爾として満足の意を表せられつゝある事と思ふ。

因に云ふ、佐々木高綱が宇治川の先登に功名を博したる時の乘馬「池月」は、隱岐國周吉郡東郷村字津井の所産にして、島後より島前に渡り、島前より出雲國八束郡美保關村字雲津に上陸し、今も雲津に馬著山の名を留むると云ふ事は、舊記又は口碑に傳ふる所である、然るに今や高綱の後裔たる乃木將軍が旅順を開城せしめられたる大功名の記念物たる此の「壽號」が、「池月」の産地たる隱岐に渡來せりと云ふ事は、是れ亦奇縁と謂はざるを得ぬのである、

尙因に云ふ、「壽號」の名は故將軍が「ステツセル」の頭字を取りて命名せられたものである、故に「コトフキ」

は訓ます、「ス號」と呼ぶが正當である、序に、故將軍が該馬を佐伯氏に贈られる時に自書せられたる「壽號略傳」の寫を左に録す、

#### 壽號略傳

本馬は露國侍從將官ステツセル氏ノ愛養スルアラビヤ産ノ牡馬ナリ明治三十八年一月旅順開城水師營會見の際氏ト約スルトコロアリ爾後戰役間予ノ乗用トス則チ壽ト名ク其左前節ニ傷痕アルハ氏カ戰線巡察中我砲彈岩石ニ觸レ其ノ碎片ノ擦過セルモノナリト受領當時ハ五六里騎乘ノ翌朝ハ暫ク跛行ノ狀アリシモ數月ノ後其事ヤム性質極メテ順良戰場ニ於ケル爆響喊聲ニ驚セス飛越モ躊躇ノ狀ナシ故ニ多クハ戰闘間ニ乗用セリ歸朝後更ニ拂下ヲ受ケ自馬トス凱旋大觀兵式ニ乗用シ 天覽ノ榮ヲ蒙リ 皇太子殿下ハ殊ニ御馬場ニ召寄セラレ臺覽ヲ賜フアリ予常ニステツセル氏ノ言ヲ想起シ壽號ノ終リヲ全フセシメンコトヲ願フ久シ之ヲ大藏中將ニ詢ル佐伯友文氏ノ牧馬ニ熱心ニシテ且ツ壽號ヲ懇望セラル、ヲ聞キ中將ヲ介シ種馬トシテ茲ニ之ヲ贈ルニ至ル爲メニ其略ヲ手記ス

明治三十九年十二月七日

於東京赤坂

乃木希典（華押）

名馬壽號をよめる

隱岐島司正六位勳五等 村上壽夫

蔭高き乃木の下つゆふみしより

やまどころとなりし馬かも

此馬は北の風にもいなゝかて

馴れしもあはれ乃木の下蔭

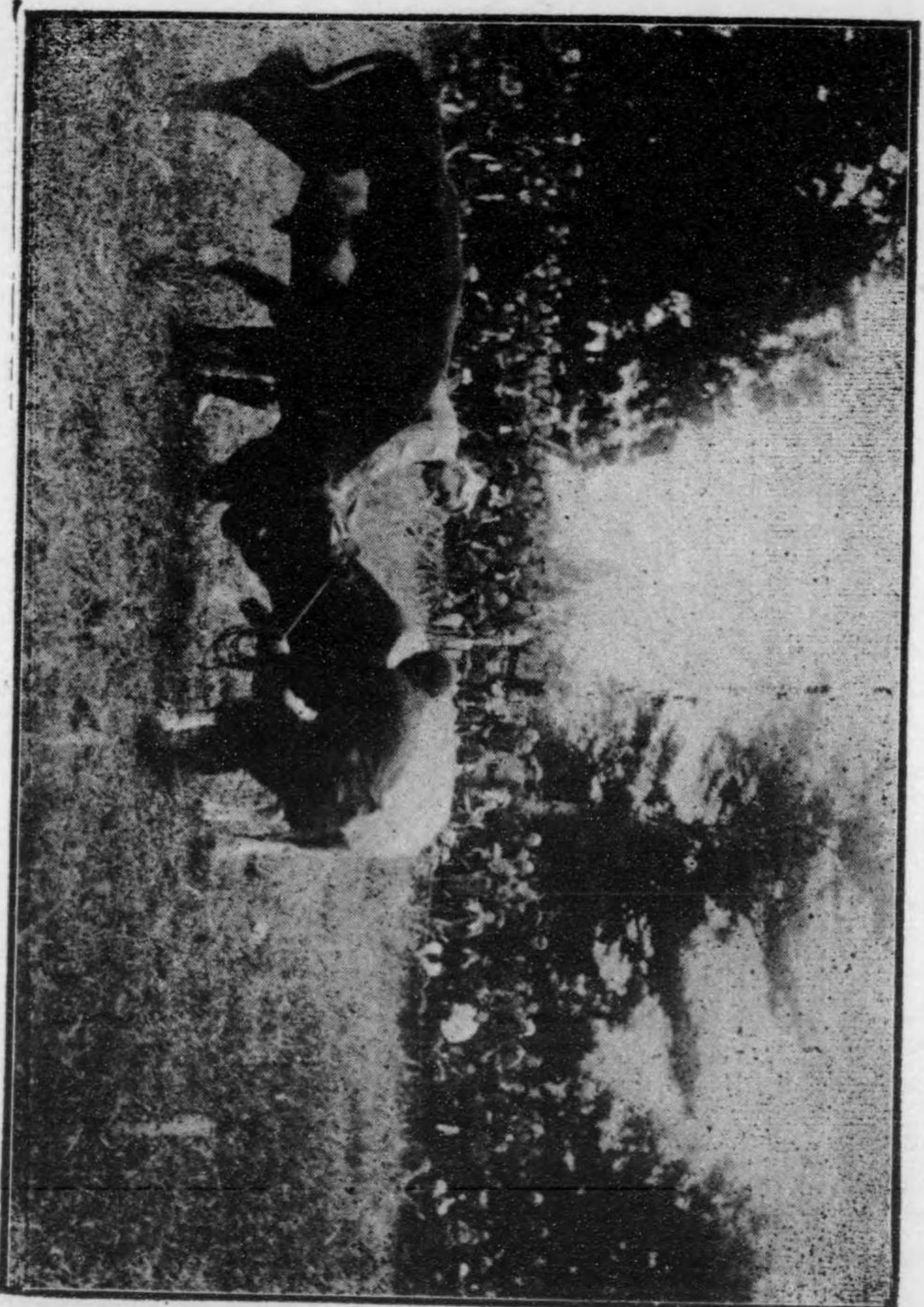
種馬壽號飼養の委託を受けたる折に

陸軍三等獸醫正八位 渡邊諄三

北の海や隱岐の牧原末かけて

むれゆく駒の數を見せはや

飼を呼ぶ遺愛の馬の夜寒し (俳句)



隱岐の國牛

## 隱岐の闘牛

闘牛は隱岐國特有の遊戯なり、其の起源を按するに、承久三年 後鳥羽上皇の隱岐國に遷幸あらせ玉ふや、偶山野に群犢の戯れ居るを御覽せられ、深く御興に入らせ玉ひしかは、國人之を光榮とし、然らば 上皇の御徒然を慰め奉らむとて、多くの壯牛を集め、其の力を角せしめて觀覽に供し奉れるに始まると云ふ、爾來今に至るまで七百年、其の間毎年、上皇の御忌日に當り、御陵趾附近に於て必ず闘牛を舉行するを以て例と爲せり、加之此の遊戯は深く國人の嗜好する所となりしもの、如く、星移り物變はるも衰へず、現今島前島後を通じて尙は盛に行はる、然れども其の起源島前に在るを以て、上皇御陵趾附近なる海士村は自然闘牛の本場を以て許され、随つて種々の機關及び儀式の如きも、同地のもの最も備はれりとす、

闘牛は普通「ウシツキ」と稱す、又闘牛に供する牛を「ツキウシ」と呼ぶ、又闘牛の際に綱を把るものを「ツナトリ」と云ひ、検査役を「ミツケ」と云ふ、別に行司ありて袴を着く、但検査役と行司とは、島前にのみありて、島後には之を缺ぐを例とす、

現今、毎年定期に闘牛を催すもの左の如し、

### 一、海士郡海士村(島前)

(イ)場 所 後鳥羽上皇御陵趾附近

(ロ)時 期 九月二十七日但上皇の御祭日なる陰曆八月六日を定日とせしも現今陽曆の相當日とす

(ハ)集合區域 海士村

二、穩地郡都万村(島後)

(イ)場 所 佐山(都万、中條兩村の村界)

(ロ)時 期 増鏡神社祭典當日

(ハ)集合區域 島後全部

三、周吉郡東郷村(島後)

(イ)場 所 大字東郷字小田、宮田城趾附近

(ロ)時 期 九月十五日(舊陰曆八月十五日)

(ハ)集合區域 東郷、中條、磯の各村

四、穩地郡五箇村(島後)

(イ)場 所 大字北方、嶽神社境内

(ロ)時 期 十月十三日(嶽神社祭典當日)

(ハ)集合區域 五箇、中村、中條村の各村

其の他、毎年七月の頃より十月の頃まで随時随處に行はる、就中其の盛なるものを擧ぐれば左の如し、

一、周吉郡中條村大字原田字友安

二、同郡同村大字有本字尼寺山

闘牛の實況を略言すれば、先づ闘牛となさんとする牛は、當歳より飼立て山野に放飼せず、三歳に至り始めて、闘争を爲さしむ、而して其闘争の様子は、宛も相撲の如く、東西に分ちて大關、關脇、小結、前頭等の別を立て、凡そ三歳は三歳、四歳は四歳と取組ましむるを通例となせども、六歳の秋に至れば、最早や七八歳のものまで取組ましむる事あり、又大關、關脇、小結、前頭等重なる牛は、一定の名稱を旗に記して携ふるものあり、或は牛の脊部に挿むものあり、相撲牛は、何れも五色の紐にて鉢巻を前より角に當て、後に結繫し、其兩端に流蘇を垂れて殆んど地に達せしむ、斯くて時刻と爲れば、所謂綱取なるもの、各自の牛を牽きて土俵に入る、土俵は大凡一反五畝歩許を限りて圍を作る、其中に牽き入れたる各綱取は、牛の胴廣くして後肢の逞しきを誇り、兼て美なる鉢巻に得意の色あり、之を土俵入りとなす、土俵入終れば茲に取組始まるなり、乃ち綱取は、双方より各自の牛を牽き出し、兩々相對せしめ、呼吸を見て其角と角とを合せしむ、兩牛の争闘は此咄嗟に起り、各死力を出して奮戦す、一虛一實、或は進み或は退く、其間綱取は牛の綱を放つことなく、而かも牛の動作を羈束せず、綱は鼻輪より連續せる太き麻の綱にして、長さ六尺ばかり、綱取は、各之を牛の右方より左方に繞らし、左耳の下に右手にて握り、其の残りは輪にして左手に持つ、牛の進退に隨ひ、手加減にて綱の伸縮を爲すこと自在なり、斯の如くして闘争すること稍々暫くにして勝敗の色漸く現はる、即ち敗を取るの牛は元氣沮



喪して逃走せんとし、勝を制するものは勢に乗じて之を追はんとす、時に或は奇手を弄して敵を倒すことあり、勝敗既に決すれば、網取双方に負傷せしめざる様之を引分く、是れ網取の巧なる所にして、看る人をして手に汗を握らしむ、而して其勝利を得たる側の人は、狂喜手の舞ひ足の踏む所を知らず、一頭の牛に五人六人乃至七八人も取付き、敗者の前に至り、大聲を發して凱歌を奏す、斯くして一番々々と取り進むなり、闘牛に就きて、茲に特筆すべきは、明治四十年六月四日、今上陛下の未だ東宮に在せし砌、隱岐に行啓ありて、台覽あらせられたる事是れなり、謹て當時の御模様を承るに、東宮殿下は當日軍艦「鹿島」に乗御あらせられて、島前別府灣に御來着あり、海士村諏訪灣に御上陸、御徒歩にて、後鳥羽上皇の御舊跡を弔ひ玉ひ、御歸途、同地の舊家村上邸に御少憩あらせらる、此際當時の島司東文輔より、闘牛を台覽に供し奉りたき旨願ひ出でしに、凡そ五分間を限りて御許可あらせらるべき由内旨あり、頓て同邸前に設けたる玉座に就かせ玉ふ、御陪觀仰付けられたる面々は、東郷海軍大將、中山東宮大夫、村木東宮侍從武官長、有馬艦隊司令長官、桂東宮主事、其他供奉の文武官數十名、遠近より拜觀の爲罷り出たる臣民無慮貳万人と稱す、闘牛は大字海士、(東、西、北、中の各部)宇受賀、福井等より、尤物中の尤物を選びて牽き出たし、恒の如く盛裝せしめ、網取も亦例の如く、裾襷げ褌掛を爲したる儘場内に進む、闘中始まるや、頗る御意に適はせられ、斷らず御微笑を催させられて、牛の強弱など供奉官に語らせ玉ひつゝ、台覽あり、當初五分間の豫定なりしを以つて第一に大關をして立合はしめ、第二に關脇の勝負終りたるも立たせられず、遂に四番を終り、牽出すべき牛盡きたる旨言上す

るに及びて、始めて御歸艦仰出さる、此間實に一時間に亘りたり、誠に往時、後鳥羽院上皇の觀覽あらせ玉ひし以來の事なりとて、官民皆手を額にして相慶せり、當時御座所の跡は、海士村に於て之を保存し、又御用に供したる御卓子、御椅子、御卓子掛も、亦同村役場に保存し、以て永久に其光榮を仰ぐの料に供す、天保十三年、讚岐の儒家荒川栗園(姓は源、名は央政、字は德郷、通稱は六藏)隱岐國に遊び、親しく闘牛を觀て闘牛行の一篇を賦す、蓋し能く其の實況を盡せるものなり、今之を左に記す、

闘牛行

讚岐 荒川 栗園

群雄爭逐中原鹿。猗角事休民鼓腹。百技競新答太平。舞猴戲馬各自呈。寧知力士角抵外。別有隱州闘牛會。年々有例一開場。天下奇觀真是最。壬寅中秋日初七。源子一觀詩記實。郊野爲場岸看棚。遠近堵牆人網密。村民分隊似軍裝。氈繒製旗閃秋陽。旗上或題牛綽號。牛皆精選南北強。糯米糝汁養幾日。腹堆大毳背屋梁。双角磨來尖於戟。綵纈帕首丈餘長。更見壯丁稱綱手。手把鼻繩施弛張。隨牛助勢踏險危。進退周旋電影忙。兩々無端對。虛虛互不遑。黃牛猛虎怒。烏犍犖龍驤。龍分有蹄虎有角。角々相支並嶽々。或示雌伏待其驕。或買餘勇故騰躡。一敗衝人驀地奔。匪觀相避狼狼頻。喝采聲中金鼓動。奏勝牛主一齊歡。舞旗踊躍廻場走。累騎一牛六七人。一番闘罷一番代。番々千狀又萬態。殺棘憚勁敵。不戰先敗北。蠻觸逢匹敵。輸贏久不決。奮迅蹄欲碎。搏擊角將折。垂涎吐舌氣又喘。毛盛如蟬汗耶血。原草蹂躪塵沙靈。酣戰想着火牛怒奔激。觀者皆駭般師耳。綱丁互逞許格力。君不見魯國驕臣耽宴安。闘鷄一旦

發覺端。」又不見吾國相州府。凶賊鬪。熬亡邦土。」嗚呼賣刀買犢賣劍牛。民不見干戈二百秋。却鬪耕牛供觀眺。尤物移人恐招尤。爲告豫防不忘亂。玩物喪志非良謀。莫罵萬人娛樂際。迂論獨抱丙吉憂。憂也樂也一場散。晚風一路吹遞歸牛語車々。

聞く越後、伊豫、琉球の諸國亦鬪牛の俗あり、越後の鬪牛に就ては、曲亭馬琴會て鬪牛考を著し、漢土の鬪牛より説て之に及ふ、今参考の爲之を左に引證すへし、

鬪牛は原西羌の戲なり、酉陽雜俎異篇云、龜茲國元日鬪牛馬駝爲戲、七日觀勝負、占一年羊馬減耗蕃息也、といへり、是より先に、三國の時、魏の曹植が牛鬪の詩に、行彼山頭。歎起相口突。と言しは、二牛の自然に鬪へるなり、事は太平廣記又野客叢書(十二)に見たり又淵鑑類函(卷四百三十五牛部)に仇池筆記を載て、牛鬪、尾入、兩股間、といへり、(鬪牛豎尾鬪、經識者指摘、見五雜俎)又昭代叢書(卷二十六)竹枝詞の附録、土謠部、苗人を詠する詞に、身被木葉插鷄頭。銅鼓家々賽鬪牛。といふ句あり、注に歲時召親戚、搥銅鼓鬪牛於野、割其負者、祭而食之といへり、唯牛のみにあらず、西域には鬪羊、鬪驢駝さへあること右の如し、(中略)又按するに、周末戰國の時、角牴の戲を爲せり、憶に秦、晉、北燕など胡國に近かりし諸侯、彼鬪牛に擬して、この戲を作れるならん、正字通角字註に、角牴、戲名、牴通作抵、六國時所造、兩々相當、角力相抵、漢武元封二年、作角牴戲、史記李斯傳、作口抵張騫傳作角氏、と見たり、角は競也、牴は牴なり、唐山の俗語に、言葉戰を角口といふ、その義これと同じ、角牴は力士牛頭を戴き、

兩々相當り、相抵て勝負をなせり、その形勢、宛鬪牛に似たり、是則今の角力の權輿なり、鬪牛は、本邦にもむかしより越後州、古志郡二十村に在り、人多くこれを知らざるのみ、吾友鈴木牧之、越後魚沼郡鹽澤の里長也、いぬる庚辰年春三月二十五日、予が爲にその地に赴きて、鬪牛を觀て、手づから圖説を爲りてこれしたり、牧之云、二十村は地方の總名也、鬪牛の地所は定りたることなし、每歲三四月の間、雪の消果るに及びて寅申の兩日の吉辰をにらみてこの事あり、土人は牛の角突と唱ふ、原是件の村々の城隍なる、十二權現の祭祀によりて、この戲を興行すといへり、(中略)上古には陸奥はさら也、越後、近江さへ夷俗に擬せられて、夷長を置せ給ひしよし、國史に見れば、此の鬪牛の戲は、いとふりたる風俗の波及にこそあるならめ、昇平既に久しうして邊鄙も文物に乏しからねば、今は東奥北越の盡處までも夷めきたる事はなきに、この鬪牛の戲の、偶越後に遺りしは、古俗を知るの端崖ならずや、倘崔安潜をして世に在しめは、神遊して見まく欲するなるべし、(崔安潜、好看鬪牛、見五雜俎人部三)

是に由りて之を觀れば、馬琴は漢土の鬪牛を以て西羌の戲に始まると爲し、越後の鬪牛亦夷俗の餘波なりとせり、然れども果して其是なるや否やを知らず、又伊豫の鬪牛に就ては、雜誌珍世界(大正三年三月發行)に其記事あり、是れ亦左に抜鈔して參考に資す、蓋し隱岐國の鬪牛と比較對照せしめんか爲なり、獨り琉球の鬪牛に至りては、既に其寫真を得たるも、未だ文書の徵すべきものを見ず、是れ遺憾と爲すのみ、

(前略)伊豫地方の闘牛は、牛と牛との闘で、恐ろしく凄然たるものである、今その顛末を紹介して見やう、闘牛の種類は御壯牛みしやうしといつて、逞しい肉附のいゝ日本種の牡である、角はヌツと突上つてゐて、よく闘牛の繪で見るやうに細長くうねうね曲つた角では決してない。そしてその性質は極く悍く、凡ての野性動物に見るやうに莫迦に暴い敵愾心を多分に有つてゐるのである。であるから闘牛場で場に登つた當の牛は云ふまでもなく、溜りに控えてゐる何十といふ牛が、互ひに烈しい憎惡の思ひをあらはに、眼を瞋らして咆哮し合ふさまは、見物に一種戰慄の思ひを與へずにねかない。併し、以上に云つたことは牛仲間に対した時の事で、かくまで狂暴に見ゆる闘牛も、人間に對する時はその性質ががらり變つて、一般の飼牛と同じやうに至つて溫柔猫のやうである。併し罕には人に角を突き掛ける。俗に人突きといふ危険性の有るがそんなのは先づ滅多にはない。

闘牛の會場は多く谷間、或は山麓などの、三方に山を繞らした土地を撰んで設けられる。場の廣さは三百坪ばかりで、周圍に高さ八尺程の石垣、又は土堤を築き上げる。その中の窪地が土俵で、見物は石垣或は土堤の上から俯瞰するのだから、何の事はない見物は摺鉢の縁から底を望むといふ鹽梅である。そして、之も一種の興行であるから見物は本戸簾を拂つて場に入るのである。罕には木戸錢を徴收せず催すこともないではないが、却つて見物が集らぬさうである。それは力士牛の有名なのが出場しない所爲だといふ。さて愈々闘牛會の當日になると、待ち構へた見物は潮のやうに押寄せて、定刻前既に錐を立てる場席もない

有様である。定刻になると呼出の男が拍子木を鳴らして、番組の順に呼出す。闘牛の名は矢張り浪の花とか四ツ車とか力士並に呼ばれるのである。その聲に應じて、牛の飼主が東なり西なりの出入口から力士を牽き出して、場の中央で互ひに結綱を解いて颯と放すと咄嗟の間に力士たる二頭の牛は凄しい勢ひで互ひの角を相手の頭部へ突掛ける。人間の相撲なら先づ小手さばきの突合といつた恰好である。

牛の飼主は始終牛の側を離れないのである。そして烈しく挑み合ふ牛の傍から盛んに聲を上げ、體を牛に擦り付けて嗾しかける。當の力士たる牛は飼主の聲援に愈々狂暴の念に驅られ、死物狂ひになつて、鋭い角の先に渾身の力を籠めて、敵の頭部といはず腹といはず敏捷に突掛けるのである。そして互ひに左はさせしと身を躲しては突掛けて行くところ、却々巧みなものである。

その内に互ひの頭部腹部は幾箇所となく破られ、眞赤な血が流れ出る、角が血に染まるやうになると愈々狂憤の度がいやまして、餘り惨たる光景に看る人思はず眼を蔽はずにはゐられないやうになる。その時分には牛は全身汗にひたつて、湯釜の蓋を取つたやうに湯氣が濛々こ上り、その口からは涎がぼたぼた落ちて来る。その内深く呼吸をついて喘ぐので長い舌がたたり垂れる。牛が舌を垂らすやうになればもう疲労した證據である。處で面白い事には、一方が舌を出して疲労したさまを見ると、相手の牛はどんなに草臥れて來ても決して口を開けぬ。それどころか、相手が舌を出したのを見ると急に勢力を恢復したやうに一層烈しく攻撃の度を進めるのである。

舌を出しても直ぐ角を引いて遁げるやうな事はない。けれ共よく奮闘し盡してもう勝はないとなると、バット角を引いて敵に背ろを見せて遁げ出す。それでもう勝負は極まつた事になるのである。けれ共、一方勝誇つた牛は猶も後ろから追蒐けて遁げ行く牛の尻へ角を突掛けやうと焦燥る。今迄遠くに控へてゐた血氣な若者が廿人許りどつかは駈け寄つて、勝牛の手に、體に、足に絶つて猛り狂ふ牛を取静めて了ふ。そして前のやうに鼻へ綱を通して場外へ牽き出すのである。

併し互の牛が互格の力を奮つて、舌を出し乍らも一時間二時間と闘を續ける時には五六十人の若者が二組に別れ、太い荒繩二筋を互ひの牛の頸に捲き付け丁度地曳網の綱でも曳くやうにのびのびと左右へ引き別けてしまふ。その時、牛は狂憤の絶頂に達して、四肢をふん張り一寸も動くまいとする。これがまた一しほの奇觀である。

闘牛の勝負は長いので一時間半から二時間短いのも三十分はかかる、かくて大抵一日に四五番ぐらゐる片付くのである。格闘した力士牛は傷さへ癒ゆればまた闘はせるので、大抵の烈しい瘡痕でも一ヶ月か一月半も経てば癒着してしまふ。

ところで、かまで凄まじい格闘をする力士牛は、平素から決して耕作などには仕役されないのである。たゞ闘ふためばかりで飼主は飼養してゐるのだから、日頃から、米、麥、大豆のやうな飼料を給され、その上闘牛會の前十日ばかりは生鶏卵糯米などの精分多い物を給される。そればかりでなく飼主は、生みの子でも撫

育するやうに大切にしてゐる。従つて、力士牛の價格は、若しそれが三役にでも座る牛ならば一頭三四百圓といふ法外に賣れるのである。

牛の方から見ても、闘牛にばかり使はれるのであるから、場敷を踏むに従つて、冥々のうちにか或は意識しての事か知らないが、次第に立會が巧妙になつて時どすると立會つた瞬間眼にも止まらないやうに相手の牛を角でコロリ突轉かして了ふやうな敏捷なのがあるのである。

くはしく書けばまだいろんな面白い話があるが大體これぐらゐでもまだ闘牛といふ物を見た事のない人に想像の見當は付くであらう (下略)

以上の記事に看るに伊豫の闘牛は其景況隱岐に似たるものゝ如し、然れども、隱岐には伊豫の如き慘酷の状なし、是れ異と爲すなり、殊に隱岐闘牛の起源は、當初に述べたるが如く、後鳥羽上皇の叡慮を慰め奉るべき臣民の誠意より發したるものなれば、馬琴の言へるが如き夷俗の餘波にあらざるは論を俟たざる所なり、然れども、徒らに其興趣に耽り、熱狂其度を超へ、兼て酒食の爲に時間と財物とを濫費するが如きは弊の大なるものなり、深く戒慎せざるべからず、栗園の詩に曰く爲告豫防不忘亂玩物喪志非良謀と寔に然り、

隱岐國どつさり節

どつさり節は、隱岐國特有の俚謡なり、其調悠揚として迫らず、浩蕩縹渺の韻、山遠く水長きの概あり、若し夫れ漁郎蟹婦の、時に豊漁を祝するや、團欒環座して相唱和し、一齊拍手して相應ず、酣々嬉々の狀、真に大平象あるを思はしむ、傳云ふ。島前知夫村に美人あり、於松と呼ぶ、新潟の人某と狎る、就いて追分節を學で成らず、苦辛口誦の際、別に一調を創む、是れどつさり節の起原なりと、然れども事數百年前に在り、文書の徴すべきなし、故に果して其説の是なるや否やを知らず、

- (1) 叶うたく思ふ事叶うた鶴が御門に巢をかけた(サアノウエイ)御家(コレロイドウヂヤナア)御繁昌と(ナアチヨイト)巢をかけた(サアノウエイ)
- (2) 大仙山から隱岐の國見れば島が四島に大満寺(サアノウエイ)隱岐に(コレロイドウヂヤナア)珍らし(ナアチヨイト)お山さん(サアノウエイ)
- (3) 大仙山から隱岐の國見れば島が四島に大満寺(サアノウエイ)中(コレロイドウヂヤナア)小島に(ナアチヨイト)長者ある(サアノウエイ)
- (4) 大仙山から隱岐の國見れば東がたから朝日さす(サアノウエイ)西に(コレロイドウヂヤナア)五色の(ナアチヨイト)雲がたつ(サアノウエイ)

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 大満寺 and 五色）

- (5) 京きやうの新しん町まちで桐きりの箱はこ拾ひろうて明あけて見みたれば扇あふぎの地ち紙がみ(サアノウエイ)先まきが(コレロイドウヂヤナア)開ひらいて(ナアチヨイト)末すゑ繁はん昌じやう(サアノウエイ)
- (6) 忍しのび出で様やうどすりや鴉カラスめがつけるまだ夜よが明あけぬにかわくど(サアノウエイ)憎にくみや(コレロイドウヂヤナア)八やわたの(ナアチヨイト)森もり鴉がらす(サアノウエイ)
- (7) 着つけて下くだされ上のほりの節せつに港みなとはいらにや口くちまでも(サアノウエイ)たのみ(コレロイドウヂヤナア)ますぞね(ナアチヨイト)れやぢさん(サアノウエイ)
- (8) わしが兄やうだい弟だい七しち人にん御ご座ざる京きやうや大おほ阪さかや江わ戸ご伏ふ見み(サアノウエイ)佐さ渡わたや(コレロイドウヂヤナア)新に潟がたや(ナアチヨイト)わしやこゝに(サアノウエイ)
- (9) 壇だん鏡ぎやう祭まつりは八はち月がつの朔つ日にち諸しよ人にん参さん詣ぎの歸かへりがけ(サアノウエイ)牛うしの(コレロイドウヂヤナア)角すまう力りきは(ナアチヨイト)土つち橋はしで(サアノウエイ)
- (10) 隠おき岐ぎの各かく港かう船せんは七なな處ちよ着せきける關せきや知ち夫ぶや浦うら郷かう(サアノウエイ)別べつ府ぷ(コレロイドウヂヤナア)菱ひし浦うらや(ナアチヨイト)津つ戸ご西さい郷かう(サアノウエイ)
- (11) 隠おき岐ぎの名めい所じよは色いろ々いろあれど西さい郷かう港みなとに別べつ府ぷ灣わん(サアノウエイ)山やまで(コレロイドウヂヤナア)燒たく火ひに(ナアチヨイト)大だい満まん寺じ(サアノウエイ)
- (12) 隠おき岐ぎの名めい物ぶつ色いろ々いろあれどするめ材ざい木もく馬ばと牛うし(サアノウエイ)牛うしの(コレロイドウヂヤナア)角すまう力りきに(ナアチヨイト)どつさり節せつ(サアノウエイ)

隠岐の家苞畢

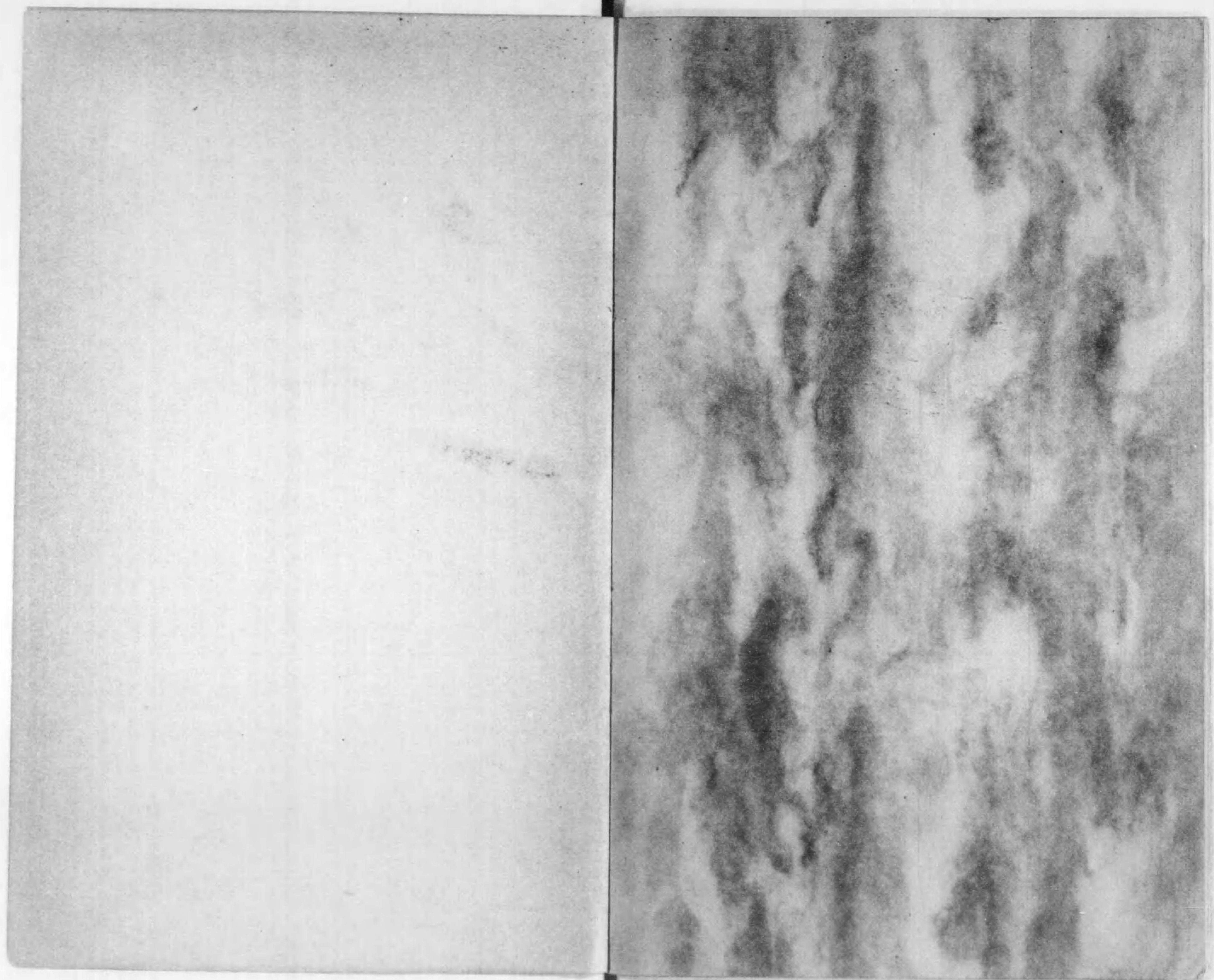
圖書の家書

大正五年七月五日印刷  
大正五年七月拾叁日發行

隱岐島廳

印刷者 松江市天神四十番地 秦慶之助

印刷所 松江市殿町三百八十三番地 松陽新報社





327
910

終

